

KACHIEL セミナー  
2024 年 12 月 12 日

**金融所得税制の全体理解と申告書作成上の注意点**  
**(令和 6 年分所得税確定申告対応)**

税理士 阿部行輝

## 目 次

①	令和6年度の金融・証券税制の主な改正点及び概要 .....	1
②	株式にかかる税金 .....	4
③	公社債・金融類似商品にかかる税金 .....	35
④	投資信託にかかる税金 .....	40
⑤	外国の株式・債券・投資信託等にかかる税金 .....	48
⑥	その他の証券税制等 .....	72

# 1 令和6年度の個人に係る金融・証券税制の主な改正点

Q1-1 令和6年度の個人に係る金融・証券税制の改正点について教えてください。  
 A 令和6年度は、次のような改正が行われました。

## 《令和6年度の主な改正点》

### ① ストックオプション税制の改正

税制適用ストックオプションについて、次の措置が講じられました。

- ① 譲渡所得の控除の限度額が所得の課税額について、一定の株式譲渡の控除する譲渡所得額については、額を 5,000 万円（控除額 1,000 万円）まで引き上げられました。

控除限度		課税所得の課税額
課税所得 5,000 万円		5,000 万円
課税所得 5,000 万円以上 10,000 万円	控除額	5,000 万円
	5,000 万円未満	5,000 万円
	5,000 万円以上	5,000 万円
課税所得 10,000 万円以上		5,000 万円

- ② 譲渡所得の控除により取得する株式の取得価額について、「譲渡所得の控除により控除されるその株式譲渡の株式（譲渡制限株式に限る。）の取得に要する費用に限り、その取得価額から、その株式譲渡により取得されること」との要件を満たせば、取得価額に譲渡の取得費を加えることとなり、ストックオプション取得価額の取得費が認められました。

①②の措置は、令和6年度以降の課税について適用されます。

### ② エンジェル税制の改正

- ① 「特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の課税額」について、次の措置が講じられました。

- イ 適用対象となる特定株式の取得に要した金額に、一定の譲渡所得の控除に要した金額を加えることとなりました。
- ロ 適用対象に、一定の控除を講じて取得する旨が定められました。

- ② 「特定中小企業が発行した株式に係る譲渡所得の課税額」について、適用対象に、一定の控除を講じて取得する旨が定められました。

- ③ 「特定新規中小企業が発行した株式の取得に要した金額の課税額」について、次の措置が講じられました。

- イ 適用対象となる特定新規株式の取得に要した金額に、一定の譲渡所得の控除に要した金額を加えることとなりました。
- ロ 適用対象に、一定の控除を講じて取得する旨が定められました。

①②③の措置は、令和6年度より課税に当たるときにより取得する一定の譲渡所得の控除により取得する特定株式又は特定新規株式について適用されます。

④⑤、①②③④の措置は、額入が令和6年度より課税に要する一定の新規特定株式譲渡の控除する特定新規中小企業により取得される株式の取得に要した金額に適用されます。

### (3) 特定口座制度の改正

特定口座に受け入れることのできる上場株式等の範囲に、非の上場株式等の追加をしました。

① 非上場株式等の上場株式等について一定の条件で非上場株式等が取得された場合により上場株式等とみなした場合（金融商品取引法第10条第1項第2号）で、非の上場株式等である、その取得時は非上場株式等である時に、その非上場株式等と同一の金融商品取引業者等に譲渡する特定口座に非上場株式等が譲渡される等の方法により受け入れるもの。

② 非上場株式等と同一の金融商品取引業者等に譲渡する非上場株式等が特定口座に非上場株式等と同一の上場株式等について受けた譲渡の金額の算出により取得する上場株式等

③の改正は、令和5年4月1日以後に一定の条件で非上場株式等が取得された特定口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

④の改正は、令和5年4月1日以後に受けた譲渡の金額により特定口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

# 《令和6年分の金融・証券税制の概要》



## ② 株式にかかる税金

### 株式の譲渡益の申告分離課税

Q2-1 株式の譲渡所得の課税方式はどのようになっていますか。どのようなときに確定申告が必要になるのでしょうか。また、申告にあたり注意すべきことは、どのような点でしょうか。

A 確定申告により、申告分離課税で計算されます。源泉徴収選択特定口座の場合は、確定申告は不要です。

#### 1. 株式の譲渡益の計算

譲渡所得＝取得価額－取得原価及びその譲渡費用－譲入金利等－その他の費用……譲渡益  
譲渡益×20（20%）＝譲渡税（譲渡税15（15%）、住民税5%）※ 国税 申告分離課税  
※ 申告分離課税とは、株式の譲渡益が他の所得とは異なり、税額が計算される課税方式です。  
① 譲渡所得は、譲渡所得税、住民税、市町村民税、特別自治体税が課税されます。

#### 2. 確定申告が必要な場合



① 確定申告の義務、申告期限は原則として、翌年2月16日（日）まで、所得が所得税、住民税、市町村民税、特別自治体税に課税された場合、申告期限は翌年2月16日（日）までである。ただし、申告期限は申告期限である。  
② 申告期限は翌年2月16日（日）までである。申告期限は、申告期限は翌年2月16日（日）までである。

#### 3. 確定申告によって注意すべき点

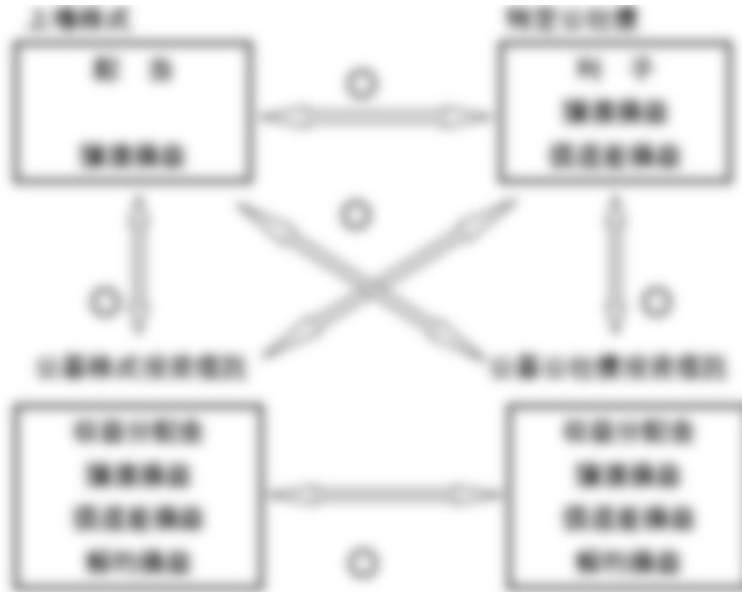
株式等の譲渡所得から譲渡所得を差し引いて利益が出ている場合は、譲渡所得が所得税に課税される。すべて確定申告義務となります。

## 株式の譲渡損失の損益通算と繰越控除

Q2-2 譲渡損失の損益通算及び繰越控除について説明してください。

A 株式等のうち上場株式等と一般株式等で、取扱いが異なります。

### 1. 上場株式等の場合



※ ①は繰越控除できません。

- 譲渡所得、利子、配当、譲渡所得、譲渡損失、配当所得、配当損失とその他の譲渡所得が通算できます。
- 繰越控除の適用は、次のとおりです（同一年での繰越控除、かつ控除額①上場株式・上場株式投資信託・上場株式投資信託・非上場株式等の譲渡所得・譲渡損失等の間で通算する、②譲渡所得、利子、配当・上場株式等の譲渡所得、非上場株式等の譲渡損失・上場株式の配当・非上場株式の配当・上場株式投資信託の配当と通算する、③繰越控除、控除が残っている場合は、翌年以降の課税年度での繰越控除が可能です（繰越控除して課税年度が経過、課税年度が完了、課税年度が完了）。



※譲渡損失の繰越控除の対象は、上場株式、非上場株式、上場株式投資信託・上場株式投資信託等を保有している場合は、譲渡所得・利子・配当と通算するほか株式に譲渡損失が、課税年度が完了します。

※上場株式等と一般株式等との間で繰越控除はできません。

## 2. 一般株式等の場合



※ 上記は概略図であり、必ずしもこの通りではありません。

X 配当金不可



- 公開株式・有限責任有限株式の株主が配当金を受け取ります。
- 公開株式の株主・一般株式・有限株式の株主が配当金を受け取ります。
- 公開株式の株主・有限株式の株主が配当金を受け取ります。
- 取締役は配当金を受け取ることができません。
- 一般株式の株主が配当金を受け取ることができません。また、取締役は配当金を受け取ることができません。



**【事例1】 特定口座（源泉徴収あり）の損失と上場株式の配当所得の損益通算及び損失の繰越控除を行う場合**

●取引内容

●口座残高

現金収入	1,200,000円	(特定口座)
社会保険料控除	80,000円	
生命保険料控除	40,000円	
住宅ローン控除	200,000円	
地震保険料	200,000円	
医療保険料	80,000円	
所得控除合計	1,120,000円	

●株式取引の内訳

銘柄	売却		取得		売却		取得	
	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数
A株	1,200,000	1,200,000	10,000	1,200,000	1,000	100,000	100,000	100,000

●配当所得（A株）：100,000円（源泉徴収10,000円、控除額90,000円）  
 ※総合課税ではなく、申告分離課税で申告する。

- 申告書の作成手順
- 1 「株式等に係る譲渡所得等の計算の特例（一部）」  
 〃
  - 2 「株式等に係る譲渡所得等の計算の特例（一部）」  
 〃
  - 3 「確定申告書作成（一部）」  
 〃
  - 4 「確定申告書作成（一部）」

《特定口座年間取引報告書》

神田 税務署長 殿		令和 6 年分 特定口座年間取引報告書				令和 7 年 1 月	
特定口座 振替 収支	住所 (居 所)	千代田区西神田X-X-X			フリガナ	セイケン タロウ	
	前届提出 時の住所 又は居所				氏 名	税研 太郎	
					生年月日	明・大・ <sup>⑤</sup> 令 57・10・10	
					個人番号		
					確定の額	① 所得 ② 控除	
					口座開設 年月日	-	
					源泉徴収の 有 無	① 有 ② 無	

(譲渡の対価の支払状況)						
種 別	銘柄	株 (口) 数又は額面金額 株 (口) ・ 千円	譲渡の対価の額	譲渡年月日	譲 渡 区 分	
株式	A鉄鋼	120	1 200 000 円	6・10・18		

(譲渡に係る年間取引損益及び課税徴収税額等)						
譲 渡 区 分	譲渡の対価の額 (収入金額)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額) (① - ②)	課税徴収税額 (所得税)	外国市帯税の額
上 場 分	1 200 000 円	1 200 000 円	1 510 000 円	- 310 000 円		
特 定 信 用 分						
合 計	1 200 000	1 200 000	1 510 000	- 310 000		

上記以外のもの	① 株式の売却益					
	② 投資信託又は特定受益証券発 行信託 (③及び④以外)					
	③ オープン型証券投資信託					
	④ 国外公社債等又は国外投資信 託等					
	⑤ 合計 (①+②+③+④)					
	⑥ 譲渡損失の金額					
	⑦ 差引金額 (⑤ + ⑥ - ⑧)					
	⑧ 納付税額					
	⑨ 還付税額 (⑧ + ⑩ - ⑪)					
金融商品取引業者等	所在地			(概要)		
	名 称					
		(電話)		法人番号		

整理 欄	①	②				
------	---	---	--	--	--	--

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を算出するために使用するものです。

なお、国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] の「確定申告書等作成コーナー」の「確定申告書等作成に必要な項目」の入力項目を入力することにより、この明細書や確定申告書の作成が簡便に行えます。

住所 (前住所)	千代田区西神田X-X-X ( )	氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	会社員

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

### 1 所得金額の計算

		一般株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①
	その他の収入	②
	小計(①+②)	③ 申告書第三表②へ
必要経費は譲渡に要した費用等	取得費(取得価額)	④
	譲渡のための委託手数料	⑤
		⑥
	小計(④から⑥までの計)	⑦
	特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧
	差引金額(③-⑦-⑧)	⑨
	特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は0と書いてください。)	⑩
	所得金額(⑨-⑩) [一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。] [上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。]	⑪ 申告書第三表③へ
	本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)	⑫
	繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)	⑬ 申告書第三表④へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から④までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額を指します。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額(一般株式等)」「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑫欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」以外の株式等の譲渡に係る繰越損失の金額は記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が⑪欄の金額と一致しない場合には、税務署にお尋ねください。



源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )				
合 計 (上場株式等 (特定口座))			1面①へ 1,200,000	1面④へ 1,510,000	△ 310,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 0

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数 量	譲 渡 先 (金融商品 取 引 業 者 等) の 所 在 地 ・ 名 称 等	譲 渡 による 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	取 得 年 月 日
一般株式等 ・ 上場株式等	..		株(口、円)		円	円	円	.. (..)
一般株式等 ・ 上場株式等	..							.. (..)
一般株式等 ・ 上場株式等	..							.. (..)
一般株式等 ・ 上場株式等	..							.. (..)
一般株式等 ・ 上場株式等	..							.. (..)
合 計	一 般 株 式 等				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
	上 場 株 式 等 (一 般 口 座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

## 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告

受付印

住所 (又は 事業所 住所など) 千代田区西神田X-X-X	フリガナ 氏名
---	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額等(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分に限ります。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上、3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額から控除するため、若しくは翌年以後に

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある場合は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成を省略します。

### 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」が赤字の場合又は「④本年分の損益」が赤字の場合には、「(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益」が赤字の場合には、「(2)の記載は要しません。」

#### (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額  
 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額)

上場株式等に係る譲渡損失の金額(※)  
 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額)

本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額  
 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等(取得等)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

#### (2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税別)
配当・A鉄鋼	30,000
合計	⑧ 申告書第三表⑦へ 30,000

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額  
 (⑧-⑨) (赤字の場合には0と書いてください。)

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

#### (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④)

(③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。)  
 (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)

本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-⑤)

(③欄の金額と④欄の金額の場合には0と書いてください。)  
 (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)

## 2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額	
本年の3年前分 (令和 年分)	A (前年分の付戻の①欄の金額) 円	D (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 E (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。	
本年の2年前分 (令和 年分)	B (前年分の付戻の①欄の金額)	F (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) G (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		⑦ (B - F - G) 円
本年の前年分 (令和 年分)	C (前年分の付戻の①欄の金額)	H (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) I (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)		⑧ (C - H - I)
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (D + F + H)		⑨ 計算明細書の「上場株式等」の⑤へ		
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E + G + I)		⑩ 申告書第三表⑧へ		
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤ + ⑦ + ⑧)				

(注) [1]面の⑤欄及び[2]面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用  
その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額。また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額は、「譲渡所得等の金額の計算明細書」の[1]面の「上場株式等」(①)とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除される金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除される金額を差し引くこととする」と記載されている金額を、翌年以後に繰り越すことはできません。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越すことはできません。

## 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額と分離課税配当所得等金額の計算

- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※)  
(⑥ - ⑩)

- ※ ⑩欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑧欄に記入しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

神田 税務署長 令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書

FA2204

納税地 〒101-XXXX 法人番号 \*\*\*\*\* 生年月日 3.57.10.10  
 現在の所 千代田区西神田X-X-X フリガナ ゼイケン タロウ  
 又は所 氏名 税研太郎  
 事業所等 同上 職業 会社員 番号・番号 代表者の氏名 代表者の続柄  
 電話番号 郵便番号

第一表 (令和六年分用)

収入金額等	税	課税される所得金額 (12-28) 又は第三表上の⑨に対する税額又は第三表の⑨	000
配当	⑩	126500	
給与	⑪	6000000	
公的年金等	⑫		
雑収入	⑬		
配当	⑭		
給付	⑮		
公的年金等	⑯		
雑収入	⑰		
その他	⑱		
総合課税	⑲		
長	⑳		
短	㉑		
一	㉒		
事業	㉓		
業	㉔		
農	㉕		
業	㉖		
業	㉗		
業	㉘		
業	㉙		
業	㉚		
業	㉛		
業	㉜		
業	㉝		
業	㉞		
業	㉟		
業	㊱		
業	㊲		
業	㊳		
業	㊴		
業	㊵		
業	㊶		
業	㊷		
業	㊸		
業	㊹		
業	㊺		
業	㊻		
業	㊼		
業	㊽		
業	㊾		
業	㊿		
業	㉑		
業	㉒		
業	㉓		
業	㉔		
業	㉕		
業	㉖		
業	㉗		
業	㉘		
業	㉙		
業	㉚		
業	㉛		
業	㉜		
業	㉝		
業	㉞		
業	㉟		
業	㊱		
業	㊲		
業	㊳		
業	㊴		
業	㊵		
業	㊶		
業	㊷		
業	㊸		
業	㊹		
業	㊺		
業	㊻		
業	㊼		
業	㊽		
業	㊾		
業	㊿		

定額減税

所得金額等

社会保険料控除  
 小規模企業共済等割  
 生命保険料控除  
 地震保険料控除  
 勤労学生・障害者  
 配偶者  
 扶養控除  
 基礎控除  
 雑損控除  
 医療費控除  
 寄附金控除

所得から差し引かれる金額

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号

FA2304

住所  
千代田区西神田X-X-X  
ゼイケン タロウ  
氏名 税研 太郎

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
源泉徴収票のとおり	840,000	
新生命保険料	200,000	
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
地震保険料		
旧長期損害保険料		

第二表 (令和六年分用) 第二表は、第一表と一組に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地、等	収入金額	源泉徴収税額
(配当)			30,000	4,594
給与	給料	X商事	6,000,000	37,200
株式等の譲渡		計算明細書のとおり	1,200,000	0
			源泉徴収税額の合計額	41,794

本人に関する事項  
 配偶者  ひとり親  勤労学生  障害者  特別障害者  
 死別  生死不明  年額以外かつ  専修学校等  
 離婚  未婚  未得達

○ 雑損控除に関する事項 (28)

損害の項目	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

損害金額 円 保険金などで補填される金額 円 経理済みのうち経理済みの金額 円

○ 寄附金控除に関する事項 (29)

寄附先の名称等	寄附金額

特別適用 条文等

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (31)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

○ 配偶者や親族に関する事項 (29-29、32、33、34)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
税研花子	*****	配偶者	59.12.12		国外居住	特例	特例	
税研一郎	*****	子	19.6.8			特例	特例	

○ 事業専従者に関する事項 (35)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
					円

○ 住民税・事業税に関する事項

住	非上場株式の	非居住者	配当別額	株式等譲渡	給与、公的年金等以外の所得に課する住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附	共同基金、日本	都道府県	市区町村



令和 06 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書

住所 千代田区西神田X-X-X  
 番 号  
 住 宅 用 途 種 別 ゼイケン タロウ  
 氏 名 税研 太郎

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分 ㉟			
		軽減分 ㊳			
	長期譲渡	一般分 ㊴			
		特定分 ㊵			
		軽減分 ㊶			
	課税	一般株式等の譲渡 ㊷			
		上場株式等の譲渡 ㊸	1200000		
		上場株式等の配当等 ㊹	30000		
		先物取引 ㊺			
		山林 ㊻			
	退職 ㊼				
所得金額	短期譲渡	一般分 ㉞			
		軽減分 ㊴			
	長期譲渡	一般分 ㊵			
		特定分 ㊶			
		軽減分 ㊷			
	課税	一般株式等の譲渡 ㊸			
		上場株式等の譲渡 ㊹	△280000		
		上場株式等の配当等 ㊺	0		
		先物取引 ㊻			
		山林 ㊼			
	退職 ㊽				
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫	4360000		
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑬)	⑬	2120000		
	課税される所得金額	⑭	2240000		
	⑮ 対応分	⑮		000	
	⑯ 対応分	⑯		000	
	⑰ 対応分	⑰		000	
	⑱ 対応分	⑱		000	
	㉑ 対応分	㉑		000	
	㉒ 対応分	㉒		000	

## Point!

- ①上場株式の譲渡損と上場株式の配当所得を損益通算する場合は、配当所得は申告分離課税を選択する必要があります。
- ②上場株式の譲渡損失を翌年以降に繰り越す場合は、毎年連続して確定申告が必要です。
- ③特定口座はいったん確定申告した場合は、後になって、特定口座分について申告をしないこととする更正の請求はできません。
- ④税金面では有利になっても、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、高齢者の病院窓口負担割合のアップなど、他の面に影響が出る場合があるので、注意が必要です。

## ご注意を！

1. 確定申告書に、本人及び親族のマイナンバーの記載が必要です。
2. e-Tax（電子申告）する場合は本人確認書類は必要ありませんが、書面で提出する場合は添付が必要となります。

**【事例 2】特定口座（源泉徴収あり）で前年及び前々年の繰越損失があり、今年の利益と損益通算する場合**

■ 収入内訳

給与収入	4,000,000円	(源泉徴収あり)
社会保険料控除	200,000円	
生命保険料控除	40,000円	
住宅ローン控除	200,000円	
地震保険	200,000円	
基礎控除	400,000円	
所得控除合計	1,000,000円	

■ 繰越損失の内訳

- ① 前年繰越損失 100,000円
- ② 前々年繰越損失 400,000円
- ③ 前年繰越損失 200,000円
- ④ 前々年繰越損失 (下巻)

合計 7,000,000円

項目	収入金額	所得金額	課税所得	所得控除	所得控除	所得金額	所得金額
	①	②	③	④-⑤-⑥	⑦	⑧	⑨
1 所得	4,000,000	3,000,000	200,000	1,070,000	200,000	800,000	800,000

① 収入金額 4,000,000円、② 所得金額 3,000,000円

- （申告書の作成手順）
- ① 「繰越損失に係る繰越控除等の計算書」を作成（別紙）
  - ② 「繰越損失に係る繰越控除等の計算書」を作成（別紙）

# 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和 6 年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。  
 なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所)	千代田区西神田X-X-X ( )	フリガナ 氏名	セイケン タロウ 税研 太郎
電話番号 (連絡先)		職業	会社員
		関与税理士名 (電話)	Z会計事務所 ( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	3,000,000
	その他の収入 ②		
	小計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	申告書第三表④へ 3,000,000
必要経費又は譲渡損失と費用等	取得費(取得価額) ④		1,024,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤		
	⑥		
	小計 (④から⑥までの計) ⑦		1,024,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください。)	⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨		1,976,000	
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑩欄が赤字の場合は△を書いてください。)	⑩		
所得金額(⑨-⑩) [一般株式等について赤字の場合は△を書いてください。] [上場株式等について赤字の場合は△を付けないで書いてください。]	⑪	申告書第三表⑦へ	赤字の場合は申告書第三表⑧へ 1,976,000
本年分で差し引く上場株式等に 係る繰越控除の金額(※3)	⑫		申告書第三表⑨へ 1,400,000
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫)	⑬	申告書第三表⑩へ	申告書第三表⑩へ 576,000

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の①欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の②欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

特例適用条文 措法 条の  
措法 条の

「上場株式等」の①欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

特定口座等取得した株式等  
を別に記載してください。



源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )				
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )				
合 計 (上場株式等 (特定口座))			1面①へ 3,000,000	1面④へ 1,024,000	1,976,000	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 302,624

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年月日 (償還日)	譲渡した 株式等 の銘柄	数 量	譲渡先 (金融商品 取引業者等) の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取 得 費 (取得価額)	譲 渡 の た めの 委 託 手 数 料	取 得 年 月 日
			株(口、円)		円	円	円	
一般株式等 上場株式等	..							.. (..)
一般株式等 上場株式等	..							.. (..)
一般株式等 上場株式等	..							.. (..)
一般株式等 上場株式等	..							.. (..)
一般株式等 上場株式等	..							.. (..)
合 計	一 般 株 式 等				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
	上 場 株 式 等 (一 般 口 座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

## 令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印 (又は 事業所 事務所 居所など)	住所 千代田区西神田X-X-X	フリガナ 氏名	ゼイケン タロウ 税研 太郎
-----------------------------------	--------------------	------------	-------------------

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

### 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

#### (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 <small>(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の①欄の金額)</small>	①		円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※) <small>(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の金額)</small>	②		
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 <small>(①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)</small>	③		

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の②欄の括弧書きの金額）のみを記載します。

#### (2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
<b>合 計</b>	申告書第三表⑦へ ⑧	⑩
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 <small>(⑧-⑩) (赤字の場合には0と書いてください。)</small>		④

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

#### (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) <small>(③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。)                  (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)</small>	⑤		円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) <small>(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。)                  (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)</small>	⑥		



神田

税務署長

令和 年 月 日

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

FA2204

納税地	〒101-XXXX	個人番号	XXXXXXXXXXXX	生年月日	3.57.10.10
現在の所住又は居所	千代田区西神田X-X-X		フリガナ	ゼイケン タロウ	
事業所等	同上		氏名	税研 太郎	
令和7年1月の状況	職業	会社員	番号・種号	事業主の氏名	事業主との続柄
国民年金希望	種類	青色	国出	損失	修正

第一表 (令和六年分用)

単位は円

収入金額等	事業等	7	
	農業	1	
	不動産	2	
	配当	3	
	給与	4	6000000
	公的年金等	5	
	雑業務	6	
	その他	7	
	総合課税	8	
	長期一時	9	
所得金額等	事業等	1	
	農業	2	
	不動産	3	
	利子	4	
	配当	5	
	給与	6	4360000
	公的年金等	7	
	雑業務	8	
	その他	9	
	①から⑨までの計	10	
総合課税・一時⑩+	11		
合計	12	4360000	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	840000
	小規模企業共済等控除	14	
	生命保険料控除	15	40000
	地震保険料控除	16	
	寡婦・ひとり親控除	17	0000
	勤労学生・障害者控除	18	0000
	配偶者控除	19	380000
	扶養控除	20	380000
	基礎控除	21	480000
	⑬から⑳までの計	22	2120000
雑損控除	23		
医療費控除	24		
寄附金控除	25		
合計	26	2120000	

税金の計算	課税される所得金額	27	000
	上の⑳に対する税額又は第三表の⑳	28	212900
	配当控除	29	
		30	
		31	00
	政党等寄附金等特別控除	32	00
	住宅ローン控除等特別控除等	33	
	災害減免額	34	
	再差引所得税額	35	212900
	令和6年3月31日現在	36	90000
その他	復興特別所得税	37	122900
	復興特別所得税	38	2580
	所得税及び復興特別所得税の額	39	125480
	外国税額控除等	40	
	源泉徴収税額	41	339824
	申告納税額	42	△214344
	予定納税額	43	
	第3期分納める税金の税額	44	00
	修正前の第3期分の税額	45	214344
	第3期分の税額の増加額	46	00
延納の出	公的年金等以外の合計所得金額	47	
	配偶者の合計所得金額	48	
	事業者給与控除等の合計額	49	
	青色申告特別控除額	50	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	51	
	未納付の源泉徴収税額	52	
	本年分で差し引く繰越損失額	53	
	平均課税対象金額	54	
	変動費時所得金額	55	
	申告課税までに納付する金額	56	00
延納届出額	57	000	

定額減税実施済額は、④と⑤のいずれか少ない方の金額です。

郵便局名等	〒123456	支店	神田
口座番号	123456	口座種別	○
公金受取口座登録の同意	<input type="checkbox"/>	公金受取口座の利用	<input type="checkbox"/>



令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 F A 2 3 0 4

千代田区西神田X-X-X

住所  
 千代田区西神田X-X-X  
 ゼイケン タロウ  
 氏名 税研 太郎

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
源泉徴収票のとおり	840,000	
新生命保険料	200,000	
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
地産保険料		
旧長期損害保険料		

第二表 (令和六年分用) 第二表は、第一表と二欄に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなくてはならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地等」	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	X商事	6,000,000	37,200
株式等の譲渡		計算明細書のとおり	3,000,000	302,624
源泉徴収税額の合計額			339,824	

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (31)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

○ 配偶者や親族に関する事項 (29～32、39、44)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
税研花子	*****	配偶者	59.12.12	障害者	国外居住	特例	16 期別	
税研一郎	*****	子	19.6.8	障害者		特例	16 期別	

○ 事業専従者に関する事項 (68)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除)額

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少数配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
98,800									

○ 課税関係

課税区分  普通  特別  簡易  高所得者  ひとり親

課税開始日  年  月  日

課税終了日  年  月  日

課税区分  普通  特別  簡易  高所得者  ひとり親

課税開始日  年  月  日

課税終了日  年  月  日

○ 雑損控除に関する事項 (26)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

損害金額 円  (保険金などで補填される金額) 円  (前年課税所得のうち戻金等支出の金額) 円

○ 寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の名称等	寄附金
	円

特例適用 集文等

税理士署名・電話番号  
 ( Z会計事務所 )

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

FA2401

住所 千代田区西神田X-X-X  
 氏名 ゼイケン タロウ  
 氏名 税研 太郎

整理番号	一連番号		
特例適用条文			
法	条	項	号
所法	規法	罰法	
条			
項			
号			

第三表(令和六年分以降降用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出し

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	②						
	長期譲渡	一般分	③						
	長期譲渡	特定分	④						
	長期譲渡	経課分	⑤						
	一般株式等の譲渡		⑥						
	上場株式等の譲渡		⑦			3000000			
	上場株式等の配当等		⑧						
	先物取引		⑨						
	山林		⑩						
	退職		⑪						
所得金額	短期譲渡	一般分	⑫						
	長期譲渡	一般分	⑬						
	長期譲渡	特定分	⑭						
	長期譲渡	経課分	⑮						
	一般株式等の譲渡		⑯						
	上場株式等の譲渡		⑰			1976000			
	上場株式等の配当等		⑱						
	先物取引		⑲						
	山林		⑳						
	退職		㉑						

税金の計算額	⑲ 対応分	㉒		126500
	⑳ 対応分	㉓		
	㉑ 対応分	㉔		86400
	㉒ 対応分	㉕		
	㉓ 対応分	㉖		
	㉔ 対応分	㉗		
	㉕ 対応分	㉘		
	㉖ 対応分	㉙		
	㉗ 対応分	㉚		
	㉘ 対応分	㉛		
⑲から㉑までの合計	㉜		212900	
株式等配当	㉝		1400000	
先物取引	㉞		0	
その他	㉟			
先物取引	㊱			
先物取引	㊲			
先物取引	㊳			
先物取引	㊴			
先物取引	㊵			
先物取引	㊶			
先物取引	㊷			
先物取引	㊸			
先物取引	㊹			
先物取引	㊺			

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額			㉜	
特別控除額の合計額			㉝	

○ 上場株式等の譲渡所得に関する事項

### Point!

① 3年以内の譲渡所得を本年分の譲渡益と算出する場合は、確定申告が必要です。

② 確定申告して確定申告書を提出していることが必要です。

③ 本年分の譲渡益から控除する所得は、前1年分から繰り引いています。

④ 税金滞りでも構いません。国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、国民年金保険料に納付済分のア・アなど、他の課税対象となる場合があるため、注意が必要です。

### ご注意！

1. 確定申告時に、本人及び配偶者のマイナンバーの記載が必要です。

2. e-Tax（電子申告）する場合は本人確認書類は必要ありませんが、書類で提出する場合は添付が必要です。

## 特定口座と申告不要制度

Q2-3 投資家は、株式等の譲渡益を自ら計算して確定申告しなければならないわけですが、特定口座に預け入れておけば簡単に申告できたり、確定申告が不要になったりすると聞きました。詳しく説明してください。

A 投資家は、1つの証券会社等につき1口座の「特定口座」を開くことができます。そして、その口座内で売買した上場株式等については、証券会社等から「年間取引報告書」が翌年1月末までに投資家に交付されますので、その合計数値（譲渡による収入金額の総額、年間純損益）をもとに比較的容易に確定申告することができます。さらに、源泉徴収選択特定口座を選べば、譲渡のたびに証券会社等が、年初からの通算純損益の増減額に対して一定の税率による所得税等と住民税の源泉（特別）徴収又は還付を行い、年末で区切って納付することになります。したがって、投資家は確定申告をする必要がありません（申告不要制度）。

### 1. 仕組み（2つの特定口座）



### 2. 特定口座への取扱い

- ① 特定口座において購入した上場株式等、特定口座における譲渡益等により生じた上場株式等の譲渡益等とし、その特定口座一対の簿籍により届け出されるもの。
- ② 特定口座における譲渡益等が特定口座一対の簿籍から管理される上場株式等。
- ③ 譲渡利益等により発生した税金、特定口座間（一対の口座間）の譲渡利益等として発生した譲渡利益等（譲渡利益等発生時）の譲渡利益等が自動的に源泉徴収されることにより発生した税金等について、特定口座に届け出られるもの。

### ● 特定口座で源泉徴収に受けられることのできる場合の一覧

- ① 譲渡益等として発生した上場株式等（譲渡益等発生時の譲渡利益等発生時）
- ② 上場株式の売却、上場株式の譲渡（譲渡益等発生時）で、上場株式一対の簿籍により発生した譲渡利益等。
- ③ 特定口座一対の簿籍、特定口座間（譲渡利益等発生時）により発生した上場株式等で、その譲渡利益等が特定口座に届け出られるもの。
- ④ 譲渡利益等（譲渡利益等発生時）に限り、ストック・オプション等の譲渡利益等発生時（譲渡利益等発生時）により発生した上場株式等で、その譲渡利益等について発生した税金等について、特定口座に届け出られるもの。
- ⑤ 特定口座から別の特定口座へ譲渡した上場株式等（譲渡利益等発生時）の譲渡利益等発生時の譲渡利益等発生時。
- ⑥ 特定口座、ストック・オプション等の譲渡による発生した上場株式等。
- ⑦ 特定口座間、譲渡利益等発生時（譲渡利益等発生時）の譲渡利益等発生時の譲渡利益等発生時、一対の簿籍を備えている場合に届け出られることのできるもの。
- ⑧ 特定口座から別の特定口座へ譲渡した上場株式等（譲渡利益等発生時）の譲渡利益等発生時。
- ⑨ 上場株式の譲渡利益等発生時、譲渡利益等発生時、譲渡利益等発生時発生時、譲渡利益等発生時により発生した上場株式等。
- ⑩ 譲渡利益等発生時（譲渡利益等発生時）として、譲渡利益等発生時の譲渡利益等発生時。
- ⑪ 譲渡利益等発生時（譲渡利益等発生時）の譲渡利益等発生時の譲渡利益等発生時の譲渡利益等発生時。

○申請は毎年4月1日以後、次の上乗増徴率の特定口座に受け入れることとなります。

- ① 前課税口座内の上乗増徴率について一定の範囲内の増徴率の付増又は取得事由の発生により上乗増徴率が増加した場合は（当該付増のみを要する場合は限る。）で、その上乗増徴率の付増後、その付増率又は取得事由の発生以降に、その前課税口座上の同一の金額超過取付金等額に相当する特定口座に所在課税口座等に当該する等の方法により受け入れるもの。
- ② 課税標準中の同一の金額超過取付金等額に相当する前課税口座及び特定口座に所在同一範囲の上乗増徴率について生じた増徴率の付増事由により取得する上乗増徴率

Q2-4 特定口座（源泉徴収あり）内の配当及び利子を確定申告する場合、注意すべき点がありますでしょうか。

A 次の点に注意する必要があります。

1. 特定口座（源泉徴収あり）内の配当、優待配当、配当、利子、出戻金、利息、元金戻配当、優待配当、配当、利息に別荘口座に確定申告をしないを義務付きます（配当と利子があふ場合は、配当と利子の合計額にこの限りです。すなわち、同一口座内で配当と利子があふ場合は、配当と利子であふる義務はできません）。

なお、その口座内の全額が配当、優待、配当、利子に別荘申告をしないを義務付きます。例えば、別荘申告がある利子で、一つは申告し、もう一つは申告しないということになります。また、一つの口座内に配当がいくつかある場合は、元金戻金と配当を申告する必要があります。一つは配当を申告し、一つは配当を申告しないということになります。

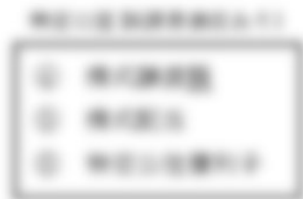
2. 特定口座（源泉徴収あり）の配当を確定申告する場合は、元金戻金に別荘申告、特定口座の配当を確定申告のいずれかを義務付する必要があります。一つは別荘申告、一つは特定口座の配当を申告することになります。なお、特定口座の利子は、源泉徴収優待申告で申告する場合は別荘申告です。別荘申告はできません。申告するときは、特定口座の利子を別荘申告、別荘の配当を別荘申告とすることができます。一つの特定口座内で配当と利子がいくつかあっても申告する場合は、その全てを申告する必要があります。一つを申告し、一つを申告しないということになります。特定口座（源泉徴収あり）別荘申告は、

3. 特定口座（源泉徴収あり）が優待あり、優待の口座配当を申告する場合は、申告金額は別荘申告のどちらかに統一する必要があります。

4. 特定口座（源泉徴収あり）以外の配当、利子は、各証券の申告書の記載内容について、確定申告をしないを義務付きます。

5. 特定口座（源泉徴収あり）の別荘申告を他の口座の別荘申告と申告する場合は、別荘申告がある口座の別荘配当、特定口座の利子は、必ず確定申告する必要があります。

(別)



- ※ ①～③を申告する場合は
- ①～③は、必ず確定申告が必要です。
  - ②は、確定申告しなくても構いません。
  - ③は、別荘申告又は別荘申告のいずれかの方法を義務付きます（別荘申告の方法を義務付することはありません）。

● 確定申告で申告しなかった上場株式等の利子及び配当を修正申告で申告することの可否

Q2-5 私は今年の確定申告のときに、上場株式等の利子及び配当(以下「配当等」という。)を含めずに申告しました。この度、修正申告するのですが、そのときに確定申告に含めなかった配当等を修正申告に含めることはできるのでしょうか。

A 修正申告で配当等を含めることはできません。

1. 上場株式等の配当等の金額は、納付済金額及び配当控除額がそれぞれ、既に支払った又は徴収済税額であることとされている(「課税対象となる」)。課税対象となる額は、確定申告の申告は原則一律承認される場合は、その申告の額及び配当控除(以下「配当控除額」という。)の金額に於ける納付済金額及び配当控除額は、確定申告及び税額控除時に支払ったこととされている(「課税対象となる」)。したがって、当該申告により課税された上場株式等の配当等の課税額は、その課税額であることとされている。

2. また、上場株式等の配当等の金額は納付済金額に基づいて確定申告した場合は、課税対象となる申告額に於いて、その配当の控除額及び配当控除額から控除されたこととされている(「課税対象となる」)。

これは、上場株式等の配当等については、確定申告(課税対象となる)とされるものとして、納付済税額に於けるものとして確定申告するものに限られ、申告するもの範囲に於けるものである。その配当の控除額及び配当控除額は、課税対象の申告で課税控除額を算出することによって既に支払済税額に算入されたこととされている。

※ 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」

- 確定申告で申告していなかった特定口座(源泉徴収選択口座)で生じた上場株式等の譲渡損失を、修正申告で申告することの可否

Q2-6 私は今年の確定申告のときに、特定口座(源泉徴収選択口座)で生じた上場株式等の譲渡損失を含めずに申告しました。この度、修正申告するのですが、そのときに確定申告に含めなかった上場株式等の譲渡損失を修正申告に含めることはできるのでしょうか。

また逆に、確定申告に含めて申告した特定口座(源泉徴収選択口座)で生じた上場株式等の譲渡所得又は譲渡損失を修正申告で除外できるのでしょうか。

A 修正申告で上場株式等の譲渡損失を含めることはできません。

また、修正申告で上場株式等の譲渡所得又は譲渡損失を除外することはできません。

1. 譲渡損失の申告に当たっては、上場株式等の譲渡所得及び譲渡損失は、譲渡した日又は譲渡決定の日から起算して1年を超えない範囲内(譲渡決定の日がない場合は、譲渡した日から起算して1年を超えない範囲内)に申告するものとされています。また、譲渡損失の申告に当たっては、譲渡損失の金額は、譲渡決定の日から起算して1年を超えない範囲内に申告するものとされています。

2. また、譲渡損失の申告に当たっては、譲渡損失の金額は、譲渡した日から起算して1年を超えない範囲内に申告するものとされています。また、譲渡損失の申告に当たっては、譲渡損失の金額は、譲渡した日から起算して1年を超えない範囲内に申告するものとされています。

- 前年分の確定申告で、申告していなかった上場株式等(一般口座)の譲渡損を、本年分の確定申告で本年分の譲渡益から控除することの可否

Q2-7 前年分の確定申告で、上場株式(一般口座)の譲渡損を申告していませんでしたが、本年分の確定申告で、前年分の譲渡損を本年分の譲渡益から控除することはできるのでしょうか。

1. 上場株式等の譲渡損失の申告に当たっては、譲渡損失が生じた日から起算して1年を超えない範囲内に申告するものとされています。また、譲渡損失の申告に当たっては、譲渡損失の金額は、譲渡した日から起算して1年を超えない範囲内に申告するものとされています。

2. また、前年分の譲渡損失の申告に当たっては、譲渡損失の金額は、譲渡した日から起算して1年を超えない範囲内に申告するものとされています。また、前年分の譲渡損失の申告に当たっては、譲渡損失の金額は、譲渡した日から起算して1年を超えない範囲内に申告するものとされています。

3. 以上を踏まえ、譲渡損失の申告に当たっては、譲渡損失が生じた日から起算して1年を超えない範囲内に申告するものとされています。



## 配当金の課税方式一覧

Q2-8 株式の配当金についての課税はどうなっていますか。

A 平成15年4月以後に支払われる（株主総会等が到来する）上場株式等の配当金から所得税、住民税とも原則申告不要とされており（大口株主を除く）、源泉（特別）徴収税率は平成26年から20.315%となっています。

### 1. 上場株式等の配当に対する課税方法



※ 大口株主等については、源泉徴収率を20.315%とする旨の通知が平成26年4月1日より発出されています。大口株主等とは、平成26年4月1日現在、大口株主等として指定されている株主を指します。大口株主等として指定されている株主は、源泉徴収率を20.315%とする旨の通知が平成26年4月1日より発出されています。大口株主等として指定されていない株主は、源泉徴収率を20.315%とする旨の通知が平成26年4月1日より発出されていない場合があります。

### 2. 大口株主等の上場株式等の配当に対する課税方法

大口株主等の上場株式等の配当については、源泉徴収率を20.315%とする旨の通知が平成26年4月1日より発出されています。大口株主等とは、平成26年4月1日現在、大口株主等として指定されている株主を指します。大口株主等として指定されている株主は、源泉徴収率を20.315%とする旨の通知が平成26年4月1日より発出されています。大口株主等として指定されていない株主は、源泉徴収率を20.315%とする旨の通知が平成26年4月1日より発出されていない場合があります。



Q2-9 上場株式等の配当所得及び株式等譲渡所得は、住民税はどのように課税されるのでしょうか。

A 令和6年度分以後の住民税から、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に係る所得の課税方式が、所得税と一致させることとされています。

## 1. 上場株式等の配当所得等及び株式等譲渡所得と住民税

令和6年度分以後の住民税から、上場株式等の配当所得及び株式等譲渡所得に係る所得について、所得税の課税方式と一致させるため、次の課税が課せられています。

すなわち、所得税において、上場株式等の配当所得等について所得税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の届出がある場合は申告分離課税の適用に際して、課税段階においてもこれらの課税方式が適用されます。また、上場株式等の譲渡所得が課税標準及び課税所得についても、所得税の適用対象となる場合、これらの課税が適用を受ける場合に際して、課税段階においても適用されます。

## 2. 特定配当所得及び特定株式等譲渡所得

特定配当所得とは、上場株式等の配当のうちその株主等が当該配当を受けるときに配当で、所得税上の課税所得が20.317%（所得税及び住民税の総税率）の税率で課税されること（所得割率）が定められているものをいいます。

特定株式等譲渡所得とは、譲渡所得の課税対象となることとなった上場株式等の譲渡所得で、所得税上の課税所得が20.317%（所得税及び住民税の総税率）の税率で課税されること（所得割率）が定められているものをいいます。

### 3. 特定配当所得の課税方式

所得種別	特定配当 (課税種別) 特定配当 特定配当
所得額	特定配当 (課税種別) × 100 特定配当 × 100 特定配当 × 100

1. 特定配当の課税: 特定配当の課税は、100%の課税率で課税される。
2. 特定配当の課税: 特定配当の課税は、100%の課税率で課税される。
3. 特定配当の課税: 特定配当の課税は、100%の課税率で課税される。
4. 特定配当の課税: 特定配当の課税は、100%の課税率で課税される。
5. 特定配当の課税: 特定配当の課税は、100%の課税率で課税される。
6. 特定配当の課税: 特定配当の課税は、100%の課税率で課税される。

### 4. 特定株式等譲渡所得の課税方式

所得種別	特定株式等譲渡所得 (課税種別) 特定株式等譲渡所得
所得額	特定株式等譲渡所得 × 100 特定株式等譲渡所得 × 100

1. 特定株式等譲渡所得の課税: 特定株式等譲渡所得の課税は、100%の課税率で課税される。
2. 特定株式等譲渡所得の課税: 特定株式等譲渡所得の課税は、100%の課税率で課税される。
3. 特定株式等譲渡所得の課税: 特定株式等譲渡所得の課税は、100%の課税率で課税される。

### 5. 上場株式等の利子所得の課税方式

所得種別	上場株式等の利子所得 (課税種別) 上場株式等の利子所得
所得額	上場株式等の利子所得 (課税種別) 上場株式等の利子所得

## Q2-10 特定管理口座とみなし譲渡損

Q

私が保有していた国内法人の株式と公社債が上場廃止となり、無価値化してしまいました。救済措置はあるのでしょうか。

A

特定口座に預入れされている国内法人の株式・公社債等の発行会社が上場廃止を経て無価値化の事実が発生（清算終了等）した場合には、その損失が上場株式等の譲渡損失とみなされて、他の株式・特定公社債等の譲渡益と通算することができます。3年間の譲渡損失の繰越控除も可能です（一般口座での損失は救済されません）。



1. 特定口座に預入れされている国内法人の株式・公社債等の発行会社が上場廃止を経て無価値化の事実が発生（清算終了等）した場合には、その損失が上場株式等の譲渡損失とみなされて、他の株式・特定公社債等の譲渡益と通算することができます。3年間の譲渡損失の繰越控除も可能です（一般口座での損失は救済されません）。
2. 一般口座に預入れされている国内法人の株式・公社債等の発行会社が上場廃止を経て無価値化の事実が発生（清算終了等）した場合には、その損失は救済されません。

### 3 公社債・金融類似商品にかかる税金

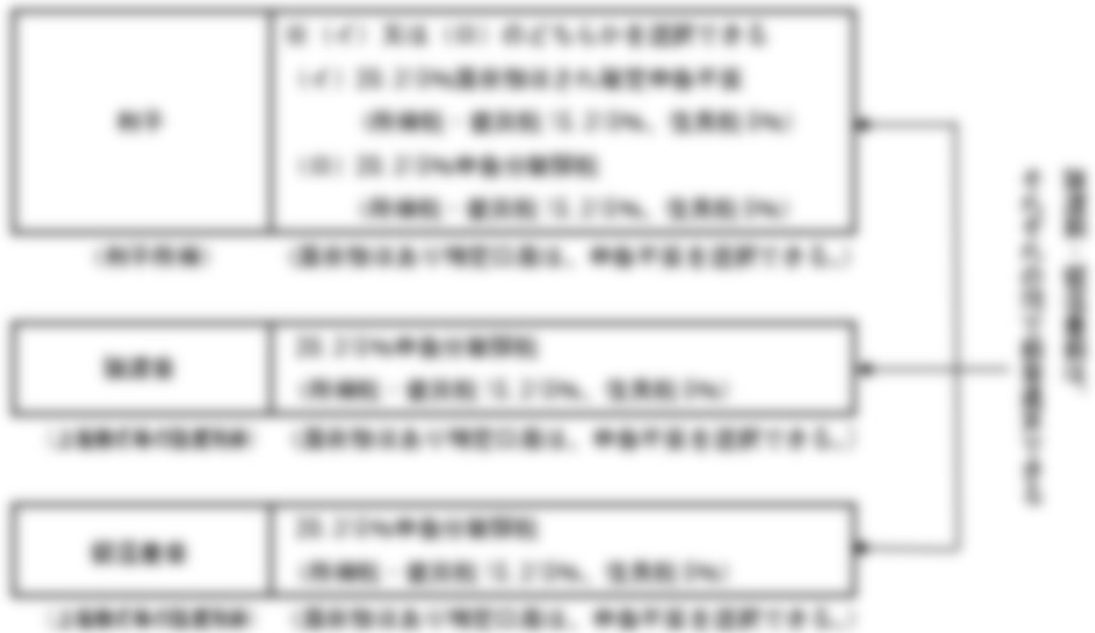
#### 公社債の課税方式

Q3-1 公社債の課税方式について教えてください。

A 特定公社債と一般公社債で課税方式が異なります(特定公社債と一般公社債の定義は、P.3の図表のとおりです。)

#### 1. 特定公社債

- ① 利金は、20.327%の固定額または固定率で算出するか、20.327%の平均的報酬率とするか選択できます。
- ② 償還金は、20.327%の平均的報酬率。
- ③ 償還金率は、20.327%の平均的報酬率。
- ④ 償還額・償還金率は、発行した債券の総額・償還金率・償還期間、主簿時代の償還額・償還率と算出できます。
- ⑤ この償還額、償還金率については、発行以降も年間繰上り控除が行われます(毎年繰上りして、償還率を上げます)。



## 2. 一般公社債

- ① 国債は、20.327%年率で償還税。
- ② 国債返付は、20.327%年率で償還税。
- ③ 国債償還返付は、20.327%年率で償還税。
- ④ 国債返付地債行の地債利子付、その国債返付地債返還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額(国債返付)と同一の償還地債の返還、また、国債返付地債行の地債利子付、その国債返付地債の償還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額の返還と同一の返還。
- ⑤ 国債返付地債行の地債償還返付は、その国債返付地債返還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額(国債返付)と同一の償還地債の返還、また、国債返付地債行の地債償還返付は、その国債返付地債の償還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額の返還と同一の返還。
- ⑥ 国債返付地債行の地債償還返付は、その国債返付地債の償還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額の返還と同一の返還。
- ⑦ 国債返付地債行の地債償還返付は、その国債返付地債の償還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額の返還と同一の返還。
- ⑧ 国債返付地債行の地債償還返付は、その国債返付地債の償還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額の返還と同一の返還。
- ⑨ 国債返付地債行の地債償還返付は、その国債返付地債の償還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額の返還と同一の返還。
- ⑩ 国債返付地債行の地債償還返付は、その国債返付地債の償還(国債返付地債の償還)と同一の償還一元的入庫(国債返付地債利子付)は、償還税額の返還と同一の返還。



## 利付債と割引債

《特定公社債の場合》

			課税方式
公社債	利付債 (利子が払われる)	利子	① 20.315%源泉徴収され、申告不要 ② 申告が必要(源泉徴収の通知、申告不要通知)
		償還差益	① 20.315%申告が必要 ② 源泉徴収の通知の通知、申告不要通知
		譲渡益	① 20.315%申告が必要 ② 源泉徴収の通知の通知、申告不要通知
	割引債 (利子が払われないが、利息分だけ割引いた価格で発行される)	利子	なし
		償還差益	① 源泉徴収の通知の通知 ② 償還時の源泉徴収の通知(源泉徴収 20.315%源泉徴収 ③ 申告不要(申告することもある) ③ 源泉徴収なし(源泉徴収の通知、源泉申告の通知) ④ 源泉徴収なし ④ 源泉徴収の通知(源泉徴収 20.315%申告が必要) ⑤ 申告の通知 ⑤ 源泉徴収のみ(源泉徴収 20.315%源泉徴収 ⑥ 申告の通知、源泉徴収の通知(源泉徴収 20.315%申告が必要)
		譲渡益	① 源泉徴収の通知の通知 ② 源泉徴収の 20.315%源泉徴収 ③ 申告不要(申告することもある) ③ 源泉徴収なし(源泉徴収の通知、源泉申告の通知) ④ 源泉徴収なし ④ 源泉徴収の 20.315%申告が必要 ⑤ 申告の通知 ⑤ 源泉徴収なし ⑥ 源泉徴収の 20.315%申告が必要

(注) みなし償還益

- (1) 償還金額×0.2%(発行日から償還日までの期間が1年以内のもの)
- (2) 償還金額×25%(発行日から償還日までの期間が1年超のもの)

### 【例】

- ・ 10,000円の額面で、9,000円で発行した割引債があるとする(償還期間1年超のもの)  
10,000円×25%=2,500円がみなし利益  
2,500円×20.315%=507円が源泉徴収される。
- ・ 一方、実際は10,000円(額面)－9,000円(発行価格)＝1,000円が利益  
1,000円×20.315%=203円が税金
- ・ 確定申告することによって507円－203円＝304円が還付される。  
(源泉徴収選択特定口座の場合は、口座内で精算される。)

《一般公社債の場合》

		課税方式	
公 社 債	新株予約債	利息	20.317%課税分離課税(1次)
		償還差益	20.317%申告分離課税(1次)
		償還金	20.317%申告分離課税
	一般債	利息	なし
		償還差益	償還時にのみなし(償還差益): 20.317%課税分離課税(1次)、その他、償還時の償還差益のみ 20.317%申告分離課税(1次)
		償還金	20.317%申告分離課税 (償還時にのみ)

(注) 同族会社が発行した社債の利息・償還金で、同族会社の株主等(同族会社判定の基礎となった株主・その親族・使用人等)が支払いを受けるものは、利息は利息所得、償還差益は雑所得として総合課税の対象とされます。

また、令和3年4月1日以降に支払いを受けるべき社債の利息・償還金で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものも、総合課税の対象とされます。

**新株予約権付社債、ゼロ・クーポン債の譲渡益**

新株予約権付社債やゼロ・クーポン債等の売却益は、特定公社債と一般公社債に区分され、課税方式はどちらも申告分離課税です。





## 経過利子

Q3-2 債券を利払日と利払日の途中で購入したり、譲渡したりすると経過利子が受渡されるそうですが、課税関係はどうなりますか。

A 経過利子は利子所得とはされず、個人の場合、購入時に支払う経過利子は取得価額に加算され、譲渡時に受け取る経過利子は譲渡対価に加算されます。



なお、個人から個人へ譲渡、個人が取得している譲渡の相手は個人ですが、譲渡先が法人で譲渡先が法人になります。

## 4 投資信託にかかる税金

### 公社債投資信託の課税方式

Q4-1 公社債投資信託の課税方式について教えてください。

A 公募と私募で課税方式が異なります。

#### 1. 公募公社債投資信託

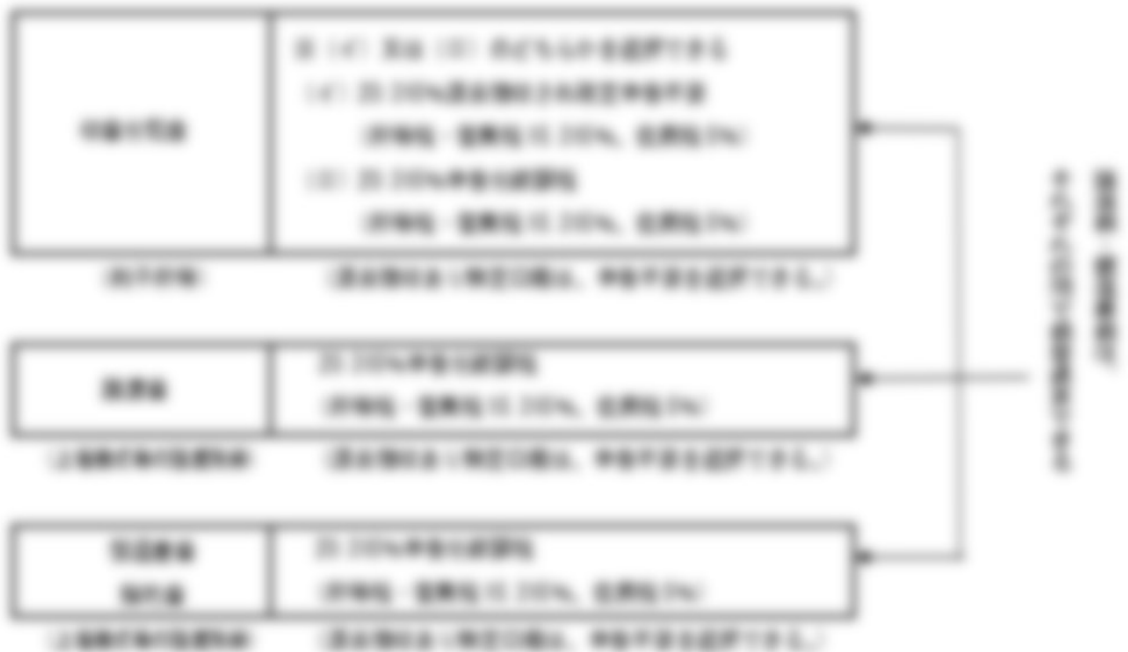
① 利益分配金は、20.337%源泉徴収の上で現金で支払うほか、20.337%の申告分離課税とするが選択できます。

② 配当金は、20.337%申告分離課税。

③ 償還金等—解約金は、20.337%申告分離課税。

④ 繰上金—償還金等—解約金は、特例として償上金等—償還金等—利益分配金、主簿持分の譲渡金—解約金と課税対象となります。

⑤ ①の源泉徴収、徴収が受けている場合は、翌年に繰上金等課税額控除ができます（毎年繰上金等申告が必要です。）



## 2. 私募公社債投資信託

① 私募公社債信託、20.107% 運用信託運用信託、

② 公募債信託、20.107% 運用信託運用信託、

③ 公募債信託 - 一般社債信託、20.107% 運用信託運用信託、

④ 公募債信託 - 一般社債信託 - 一般社債信託、一般社債信託の運用信託に運用信託がなされるが、一般社債信託 - 一般社債信託 - 一般社債信託は運用信託がなされる。

⑤ 公募債信託、運用信託によって運用信託がなされる。



① 公募債信託、一般社債信託の運用信託に運用信託がなされる。一般社債信託は公募債信託の運用信託に運用信託がなされる。

② 公募債信託、公募債信託 - 一般社債信託の運用信託に運用信託がなされる。公募債信託 - 一般社債信託は運用信託がなされる。

## 株式投資信託の課税方式

Q4-2 株式投資信託の課税方式について教えてください。

A 公募と私募で課税方式が異なります。

### 1. 公募株式投資信託

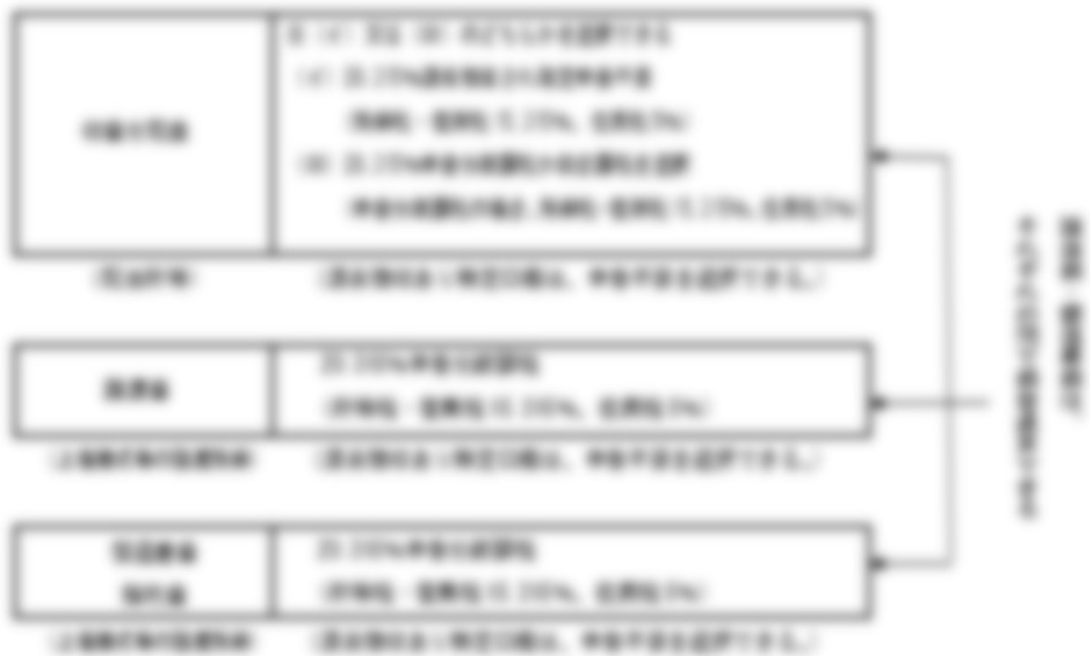
① 利益分配金は、20.337%課税額以上の利益を分配するが、利益を超過して20.337%の利益を分配した場合は超過部分のみ課税とするの運用となります。

② 配当金は、20.337%の利益を課税。

③ 剰余利益・剰当金は、20.337%の利益を課税。

④ 譲渡益・譲渡益戻金・剰当金は、剰当金の算出の時に「譲渡益戻金・剰当金の額、主幹株式の譲渡益・剰当金の額」の最大額となります。

⑤ 利益分配金、剰当金等については、原則に課税対象額が課税となります（超過額を超過して課税対象額は課税しません）。



## 2. 私募株式投資信託

① 投資信託会社、20、40%課税優待あり、② 機関投資信託以外は機関投資、

③ 機関投資は、20、30%課税は優待あり、

④ 機関投資は一般投資は、20、40%課税優待あり、⑤ 機関投資信託以外は機関投資、

⑥ 機関投資・機関投資・一般投資は、一般投資信託の課税優待と課税優待は異なりますが、機関・一般・機関投資は一般投資信託とは課税優待は異なります。

⑦ 一般投資信託、機関投資によって課税優待は異なります。



① 機関投資は、一般投資信託の課税優待は異なります。機関・機関投資は一般投資信託とは課税優待は異なりますが、機関・一般・機関投資は一般投資信託とは課税優待は異なります。

② 一般投資信託、機関投資によって課税優待は異なります。

### 3. 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

追加型（オープン型）株式投資信託は単位型（ユニット型）と異なって、そのときどきの時価（基準価額）によって追加設定できるため、同一銘柄でも追加設定ごとの受益証券の発行価額（個別元本といいます）が異なります。

支払われる期中分配金は一律であるため、個別元本の高低によって課税対象金額が、以下のように異なってきます。



**図 2**

**普通分配金**——— 投資対象銘柄に属する配当金の一部を払い、つまり、資本利所得の一部（通知）受益証券の発行価額のこと。

**元本払戻金（特別分配金）**——— 期中分配金が支払われた後の基準価額が個別元本を下回る場合（上記参照）、その下回る部分の金額を元本払戻金（特別分配金）として、受益証券の発行価額に含めるとして発行される。

## 私募投信と会社型投信

Q4-3 私募投信と会社型投信はどのような投信ですか。課税関係はどうなっていますか。

A 私募投信は、特定又は少数の投資家を対象とするものです。会社型投信は、その投資方法(オープンエンド型、クローズド・エンド型)や募集方法により、公募契約型投資信託と同じく扱われるものと、私募型として、異なる扱いをするものがあります。

## 商品の仕組み

### ■私募投信

公募型に類するもので、特定又は少数の投資家に対してのみから募集する(投資家限定)とする場合、及び、その中に運用機関が募集のみを担うとする場合(ア・私募型)が私募投信、その他オープン・エンド型と同一である。

#### ●私募投資信託の種類



#### ●会社型投信

投資信託等を目的とする会社(投資法人)を設立し、その発行株式(投資証券)を投資家(投資家)が購入する仕組みを会社型投資信託とします。

#### ●オープン・エンド型、クローズド・エンド型

##### (オープン・エンド型)

投資家が拠出する額、その時の総資産価値が投資法人の資産から取崩しするもの、拠出金は即時投資法人とします。

##### (クローズド・エンド型)

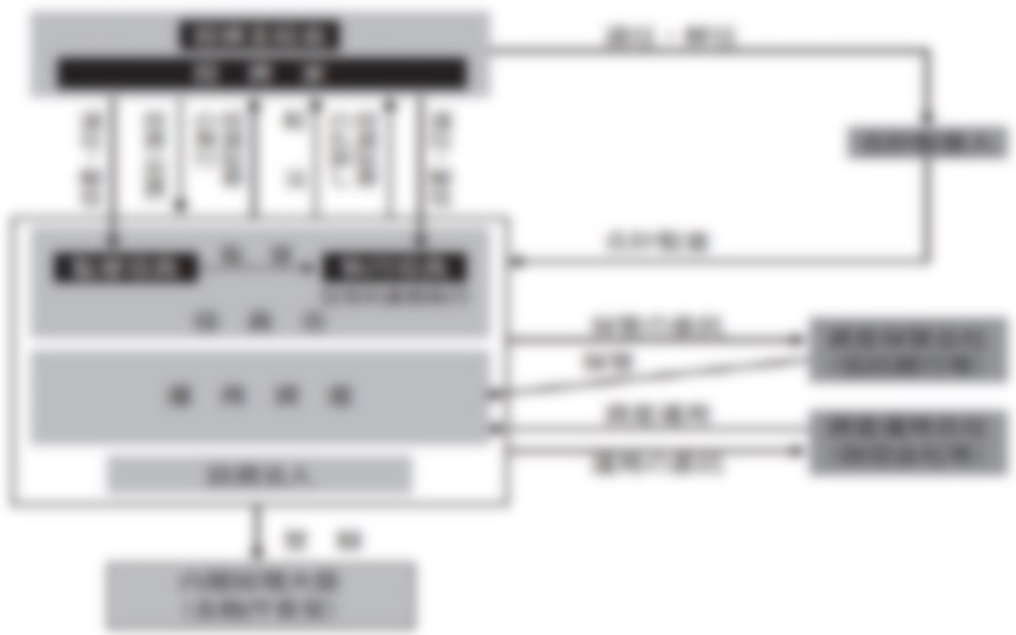
募集(募集)までの投資法人の資産からの取崩しはできず、市場で売却された後に現金で取崩される、総資産の減少がないため、運用は安定する。

## 商品の仕組み

### ●契約形態別解説（買取販売されている商品と返品対応の型）



### ●契約形態別解説（買取法人）と契約形態別解説（買取法人）の型





## ■株式投資信託の税金(まとめ)(H28.1.1以後)

(所=所得税 復=復興特別所得税 住=住民税)

		配当 (期中分配金)	解約(償還)差益	譲渡益(買取り)	配当控除
公 募 会 社 型	契約型	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]
	オープン・ エンド型	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]
	特定投資 法人の 投資口	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]
私 募 会 社 型	契約型	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]
	会社型	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]	源泉徴収あり [20.42%] [20.315%] [20.42%]

- (注) 1. クローズド・エンド型投信については償還のみ適用(中途解約不可)。  
 2. 株価指数連動型上場投信(ETF)は上場株式の配当や譲渡益の課税関係と同様の扱い。  
 3. 源泉徴収率は所得税・復興特別所得税20.42%(クローズド・エンド型で上場されている場合は源泉徴収率20.315%申告不要(総合課税又は申告分離課税も選択可))。  
 4. 平成21年以後、公募・株式投信の解約(償還)価額は譲渡収入とみなされ譲渡益課税が適用されます。  
 5. クローズド・エンド型で上場されている場合は平成25年まで特例税率。  
 6. 平成25年以後は確定申告の際に復興特別所得税(基準所得税額×2.1%)が併せて課税されます。  
 7. 上場株式等の配当・利子との損益通算可。譲渡損失の繰越控除あり。  
 8. 配当・利子との損益通算不可。譲渡損失の繰越控除なし。

**5** 外国の株式・債券・投資信託等にかかる税金

外国株式の配当金、外国債券の利子（日本国内の金融業者を通じた場合）

Q5-1 日本国内の金融業者を通じて、外国株式の配当や外国債券の利子を受け取ったときの税金はどうなりますか。

A 基本的には国内株式の配当、国内債券の利子受領時と同じ扱いとされますが、外国現地で外国所得税が天引きされている場合は、日本での源泉徴収の仕方や邦貨換算が異なってきます。

外国債の利子は、一般公社債の場合は差額徴収方式によって国内の所得税等が源泉徴収（源泉分離課税）され、特定公社債の場合は確定申告し外国税額控除を受けることとなります。なお、総合課税のときでも配当控除は適用されません。

**1** 外国債券（一般公社債）の利子の場合

外国債券（一般公社債）の利子に対する源泉徴収方式は、外国で徴収された税金（外国税額）を源泉徴収金額に充て、源泉徴収された税金を差し引いた金額からその外国税額を控除し、その控除後の金額として日本の源泉徴収税額を算出します。また、外国税額（外国）の源泉徴収税額を控除します。（源泉徴収方式）



外国で源泉徴収された税金は、源泉徴収された税金として日本の源泉徴収税額を算出します。

② 上場外国株式の配当の場合

(例) 上場外国株式の配当 (外国税率が 15% の場合)



- (注) 1. 株式会社配当のみにあらずに有限責任合資会社、有限責任両務合資会社及び外国有限責任会社(以下「株式会社等」といいます。)の株式を保有している場合は、株式会社等の株式が優先されます。
2. 優先株を保有したときは既に2007年1月1日以前に外国税額控除の特典、控除額からの控除がなされた外国税額控除。

外国投資信託〈日本国内の金融業者を通じた場合〉

Q5-2 日本国内で発行される外国株式投資信託には契約型と会社型があるようですが、課税関係はどのように違いますか。

A 契約型のうち公募・契約型外国株式投資信託の収益分配金は、申告不要とされています。会社型外国投信は外国株式とみられますので、国内の課税関係も外国株式と同様に扱われます。次頁以降の表のとおりです。

●公募・契約型外国株式投資信託

→ 国内・上場外国株式投資信託(公募型) (国内課税関係あり)

●会社型外国株式投資信託

→ 国内株式投資信託(国内課税関係あり)

→ 上場外国株式投資信託(公募型) (国内・上場外国株式投資信託(公募型))

		利子・配当・収益分配金	譲渡益	償還差益
外国株式 (上場株式等)		配当金等、配当金、 ① ①の約定もしくは定款記載 ② ②の 20%を超る場合はその超過分 ③ ③の 20%を超る場合はその超過分 ④ ④の 20%を超る場合はその超過分 ⑤ ⑤の約定、定款記載等、外国 税額控除等	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②	---
外国公社債 (特定公社債)		配当金等、配当金、 ① ①の約定もしくは定款記載 ② ②の 20%を超る場合はその超過分 ③ ③の 20%を超る場合はその超過分 ④ ④の 20%を超る場合はその超過分 ⑤ ⑤の約定、外国税額控除等	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②
外国投資信託 (上場株式等)		配当金等、配当金等、 ① ①の約定もしくは定款記載 ② ②の 20%を超る場合はその超過分 ③ ③の 20%を超る場合はその超過分 ④ ④の 20%を超る場合はその超過分 ⑤ ⑤の約定、定款記載等、外国 税額控除等	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②
会社型	上場外国 株式投資信託	配当金等、配当金等、 ① ①の約定もしくは定款記載 ② ②の 20%を超る場合はその超過分 ③ ③の 20%を超る場合はその超過分 ④ ④の 20%を超る場合はその超過分 ⑤ ⑤の約定、定款記載等、外国 税額控除等	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②
契約型	公募外国 株式投資信託	配当金等、配当金等、 ① ①の約定もしくは定款記載 ② ②の 20%を超る場合はその超過分 ③ ③の 20%を超る場合はその超過分 ④ ④の 20%を超る場合はその超過分 ⑤ ⑤の約定、定款記載等、外国 税額控除等	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②
	公募外国 公社債投資信託	配当金等、配当金等、 ① ①の約定もしくは定款記載 ② ②の 20%を超る場合はその超過分 ③ ③の 20%を超る場合はその超過分 ④ ④の 20%を超る場合はその超過分 ⑤ ⑤の約定、外国税額控除等	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②	上場株式の譲渡利益 ① ①の 20%を超る場合は ② ②

《外国証券》＝一般株式等のケース＝

〈日本国内の金融業者を通じた場合〉

		利子・配当・収益分配金	譲渡益	償還差損益
外国株式 (非上場株式等)		<p>現金分配、配当、</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象となる場合④ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>	—
外国公社債 (一般公社債)		<p>利子分配、配当、</p> <p>① 20%増値分課税</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>
外国投資信託 (一般株式等)		<p>現金分配、配当、</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>
会社型	非上場外国株式投資信託	<p>現金分配、配当、</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>
契約型	私募外国株式投資信託	<p>現金分配、配当、</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>	<p>① 取得時の取得価格、</p> <p>② 20%増値分課税</p> <p>③ 40%課税④ 40%減額⑤ ③-④の差額が課税対象、ただし、⑤が課税対象</p> <p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>
	私募外国公社債投資信託	<p>利子分配、配当、</p> <p>① 20%増値分課税</p> <p>① 40%課税② 40%減額③ ①-②の差額が課税対象、ただし、③が課税対象</p>	<p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>	<p>① 取得時の取得価格、</p> <p>② 20%増値分課税</p> <p>③ 40%課税④ 40%減額⑤ ③-④の差額が課税対象、ただし、⑤が課税対象</p> <p>① 取得時の取得価格</p> <p>② 20%増値分課税</p>

## 海外の金融業者と直接取引した場合の課税関係

Q5-3 日本国内の金融業者を通さずに、国外にある金融業者と直接取引した場合の税金の取扱いについて教えてください。

A 税金の取扱いは、利子、配当、株式の譲渡益などによって異なります。

### 1. 外国預金の利子

- 利息所得として、国外所得とは異なって確定申告が必要(源泉徴収)。
- 外国で受け取っている利息は確定申告とともに外国所得控除を受けると dapat。
- 預金の種類等により生じた利息所得は、源泉所得として確定申告が必要。ただし、源泉所得のみで外国課税済みの場合は、利息所得と源泉所得が合算して課税対象とならば、国外所得以外の所得が課税対象とならないうちで申告義務なし。  
(注) 外国所得控除が適用されるケースは、源泉所得が国外の所得控除対象した金額に相当する。

### 2. 外国株式の配当

#### 【上場株式】

- 利息所得(国外所得)と同様に確定申告が必要である。国外所得を受けると dapat できない。外国で受け取っている利息は、外国所得控除を受けると dapat。
- 日本に帰属した金融業者を通じての上場株式等の譲渡益等は、国外の金融業者を通じての上場株式等の配当等と課税対象である。日本に帰属した金融業者を通じてのみでなければ、上場株式等の譲渡益等と上場株式等の配当等との課税対象及び譲渡益等の繰越控除はできない。

#### 【非上場株式】

- 利息所得(国外所得)、国外所得を受けると dapat できない。外国で受け取っている利息は、外国所得控除を受けると dapat。(注)
- 一般株式等の譲渡益とは課税対象できない。  
(注) 外国所得控除が適用されるケースは、源泉所得が国外の所得控除対象した金額に相当する。

### 3. 外国株式の譲渡益(譲渡益)

#### 【上場株式】

- 譲渡益は、20%の確定申告(確定申告書の記入あり不可)
- 国内の金融業者を通じて行なった上場株式等の譲渡益と国外の金融業者を通じて行なった国外上場株式等の譲渡益は、課税対象である。
- 国外の金融業者を通じて行なった国外上場株式等の譲渡益は、上場株式等の配当等(国内+国外とも)と課税対象できない。日本に帰属した金融業者を通じてのみでなければ、上場株式等の譲渡益等と上場株式等の配当等との課税対象及び譲渡益等の繰越控除はできない。
- 一般株式等とは課税対象できない。

### 【非上場株式】

- 譲渡金は、25.227%の非居住者課税（所得は同一の個人に不可）
- 上場株式等とは課税対象ではない。
- 譲渡金は、一般株式等の増子一般法と課税対象ではない。
- 譲渡金等の譲渡控除はできない。

## 4. 外国公社債の利子等

### 【特定公社債】

#### ①概要

- 25.227%の非居住者課税
- 外国税額控除を認めることができる。

#### ②譲渡金一般

- 譲渡金は、25.227%の非居住者課税（上場株式等の譲渡所得）
- 国内の金融業者を通じて行い生じた上場株式等の譲渡利益と国内の金融業者を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡利益を合算し、1の譲渡利益は、課税対象である。
- 国内の金融業者を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡利益を合算し、1の譲渡利益は、上場株式等の配当等（国内・国外とも）と課税対象ではない。本来に受領した金融業者を通じてたものでなければ、上場株式等の譲渡金等と上場株式等の配当等との課税対象及び譲渡金等の譲渡控除はできない。
- 一般株式等とは課税対象ではない。

#### ③譲渡金等（譲渡）

- 譲渡金は、25.227%の非居住者課税（上場株式等の譲渡所得）
- 国内の金融業者を通じて行い生じた上場株式等の譲渡利益と国内の金融業者を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡利益（所得は合算し課税対象利益を合算し、1は、課税対象である。
- 国内の金融業者を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡利益を合算し、1の譲渡利益は、上場株式等の配当等（国内・国外とも）と課税対象ではない。本来に受領した金融業者を通じてたものでなければ、上場株式等の譲渡金等と上場株式等の配当等との課税対象及び譲渡金等の譲渡控除はできない。
- 一般株式等とは課税対象ではない。

### 【一般公社債】

#### ①概要

- 貸付債権（利子所得）
- 外国税額控除を認めることができる。
- 一般株式等の譲渡金とは課税対象ではない。
- 上場株式等の譲渡金（所得は合算し課税対象、譲渡控除を合算し、1とは課税対象ではない）。



### ①償還型(債)

- 償還金は、20.107%年益分権限額(一般株式等の償還限度)
- 外国の債主は償還請求できない。
- 償還金は、一般株式等の配当・配当金は償還請求できない。
- 償還金の繰上控除はできない。

### ②償還型(債権)

- 償還金は、20.107%年益分権限額(一般株式等の償還限度)
- 外国の債主は償還請求できない。
- 償還金は、一般株式等の配当・配当金は償還請求できない。
- 償還金の繰上控除はできない。
- ▶ 課税負担の繰越控除は「さばり」。

## 5. 外国公社債投資信託の利子等

### 【公募公社債投資信託】

#### ①償還型(債)

- 20.107%年益分権限額
- 外国債控除額を控除することができる。

#### ②償還型(債)

- 償還金は、20.107%年益分権限額(一般株式等の償還限度)
- 国内の全額債主を通じて行い生じた一般株式等の償還請求と国内の全額債主を通じて行い生じた国外一般株式等の償還請求は異なるが、1の償還金は、償還請求である。
- 国内の全額債主を通じて行い生じた国外一般株式等の償還請求は異なるが、1の償還金は、一般株式等の配当等(国内・国外とも)と償還請求できない。日本に帰属した全額債主を通じて行い生じた国外一般株式等の償還請求と一般株式等の配当等との償還請求及び償還金の繰上控除はできない。
- 一般株式等とは償還請求できない。

#### ③償還型(債権)

- 償還金は、20.107%年益分権限額(一般株式等の償還限度)
- 国内の全額債主を通じて行い生じた一般株式等の償還請求と国内の全額債主を通じて行い生じた国外一般株式等の償還請求は異なるが償還請求は異なるが、1は、償還請求である。
- 国内の全額債主を通じて行い生じた国外一般株式等の償還請求は異なるが、1の償還金は、一般株式等の配当等(国内・国外とも)と償還請求できない。日本に帰属した全額債主を通じて行い生じた国外一般株式等の償還請求と一般株式等の配当等との償還請求及び償還金の繰上控除はできない。
- 一般株式等とは償還請求できない。

## 【外国株式投資信託】

### ①税額計算書（納付）

- 納付義務（納付義務）
- 外国所得控除を受けることができる。
- 一般株式等の譲渡益とは課税対象ではない。
- 上場株式等の譲渡益（上場外国株式譲渡益の譲渡益－譲渡控除を含む。）との課税対象ではない。

### ②課税額（納）

- 譲渡益は、20.3375%の法人税率（一般株式等の譲渡所得）
- 上場外国株式譲渡益とは課税対象ではない。
- 譲渡益は、一般株式等の納付－配付とは課税対象ではない。
- 譲渡益等の繰越控除はない。

### ③繰越控除（控除）

- 譲渡益は、納付義務（納付義務）、譲渡控除は、一般株式等の譲渡所得。
- 上場外国株式譲渡益とは課税対象ではない。
- 譲渡控除は、一般株式等の納付－配付とは課税対象ではない。
- 譲渡益等の繰越控除はない。

## 6. 外国株式投資信託の利子等

### 【外国株式投資信託】

#### ①税額計算書（納付）

- 納付義務（納付義務）が20.3375%の法人税率
- 外国所得控除を受けることができる。
- 配付控除を受けることではない。

#### ②課税額（納）

- 譲渡益は、20.3375%の法人税率（上場株式等の譲渡所得）
- 国内の全数所得を通じて行い生じた上場株式等の譲渡益と国内の全数所得を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡益（上場外国株式譲渡益を含む。）の譲渡控除は、課税対象である。
- 国内の全数所得を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡益（上場外国株式譲渡益を含む。）の譲渡控除は、上場株式等の配付等（国内－国外とも）と課税対象ではない。本来に生じた全数所得を通じてのものでなければ、上場株式等の譲渡益と上場株式等の配付等との課税対象及び譲渡益等の繰越控除はない。
- 一般株式等とは課税対象ではない。

#### ③繰越控除（控除）

- 譲渡益は、20.3375%の法人税率（上場株式等の譲渡所得）
- 国内の全数所得を通じて行い生じた上場株式等の譲渡益と国内の全数所得を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡益（上場外国株式譲渡益を含む。）は、課税対象である。
- 国内の全数所得を通じて行い生じた国外上場株式等の譲渡益（上場外国株式譲渡益を含む。）の譲渡控除は、上場株式等の配付等（国内－国外とも）と課税対象ではない。本来に生じた全

標準型を過電力で動作させた時、主回路電流が保護電流以上主回路電流が設定値以上の保護電流以上の保護電流が保護電流以上で動作しない。

- 一般型電圧以上の保護電流で動作しない。

### 【保護機能の概要】

#### ○保護機能（動作）

- 短絡動作（動作時間）
- 保護機能動作を停止させることができない。
- 動作時間を設定することができない。
- 一般型電流が保護電流以上の保護電流で動作しない。
- 主回路電流が保護電流（主回路電流設定値の保護電流 - 保護電流設定値）以上の保護電流で動作しない。

#### ○保護設定（値）

- 保護電流は、20、30、40%の保護電流（一般型電流が保護電流）
- 主回路電流設定値以上の保護電流で動作しない。
- 保護電流は、一般型電流の約1/10設定以上の保護電流で動作しない。
- 保護電流が保護電流以上で動作しない。

#### ○保護設定（動作）

- 保護電流は、短絡動作（動作時間）、保護電流は、一般型電流が保護電流。
- 主回路電流設定値以上の保護電流で動作しない。
- 保護電流は、一般型電流の約1/10設定以上の保護電流で動作しない。
- 保護電流が保護電流以上で動作しない。

本型機は、本型機に電力を供給する保護電流、保護電流の動作時間、保護電流の動作時間以上の保護電流が保護電流以上の保護電流で動作しない。この結果、保護電流が保護電流以上で動作しない。保護電流が保護電流以上で動作しない。

《直接海外の金融業者と取引した場合の上場株式等の損益通算》



(注) ①は損益通算できる（左の関係を→側の利益から、差し引くことができる）、②は損益通算できない。

【説明】

- ① 国内の金融業者を通じて行い生じた国内上場株式等の譲渡利益と国内の金融業者を通じて行い生じた海外上場株式等の譲渡利益は、損益通算できる。  
 ① 上場株式等には、外国市場のものも含む。株式等には、投資目的の利益も含む。
- ② 国内の金融業者を通じて行い生じた国内上場株式等の譲渡利益と国内の金融業者を通じて行い生じた海外上場株式等の譲渡利益は損益通算できる。
- ③ 国内の金融業者を通じて行い生じた国内上場株式等の譲渡利益と国内の金融業者を通じて行い生じた海外上場株式等の譲渡利益を損益通算した結果、海外上場株式等の譲渡利益が残った場合は、国内上場株式等の譲渡利益と損益通算できない。

- ② 国内の金融機関を通じて行われていた国内上場株式等の譲渡案件と国内の金融機関を通じて行われていた国内上場株式等の配当等は、課税対象である。
- ③ 海外の金融機関を通じて行われていた国内上場株式等の譲渡案件と国内の金融機関を通じて行われていた国内上場株式等の配当等は、課税対象ではない。
- ④ 海外の金融機関を通じて行われていた国内上場株式等の譲渡案件と国内の金融機関を通じて行われていた国内上場株式等の配当等は、課税対象ではない。

## Q5-4 海外の金融機関で生じる上場株式の配当を、修正申告において申告分離課税とすることの可否

Q

私は国内の金融機関を通さずに、直接、国外の金融機関と取引し上場株式の配当が生じています。当初の確定申告では、この配当を申告していなかったのですが、修正申告において申告分離課税とすることはできるでしょうか。

A

海外の金融機関で生じた上場株式の配当は、原則として雑所得ですが、申告分離課税の適用を受けようとする確定申告書を作成した場合には、申告分離課税となります（課税対象外ではない）。したがって、当初申告で申告していなかった場合は、追加課税で申告する必要はありません。

## Q5-5

## 分配時調整外国税相当額控除

Q

分配時調整外国税相当額控除について、教えてください。

A

国内の証券会社等から購入した公募投資信託等の信託財産等が、外国株式等から得た利益が支払われている場合、外国で納税された税金と日本の課税所得税等の二重課税が発生していません。

この二重課税の調整を目的として、平成30年度以降の改正で、令和2年1月1日以後に支払われるものについて二重課税の調整が行われています。ただし、特例期間については、二重課税の調整が行われません。

この二重課税の調整は、納税が手続を行う必要はなく、証券会社等で信託財産に付されるままです。

令和2年1月1日以後に支払われる公募投資信託等の信託財産については、公募投資信託、ETP・J-ETP・J-ETP（公募型投資信託の方式以外）については、二重課税調整が行われますが、公募投資信託、ETP・J-ETP・J-ETP（公募型投資信託の方式）でも、二重課税調整が行われませんでした。

### 1. 公募投資信託等の国内課税二重課税の調整

公募投資信託等の信託財産等から得た日本の課税所得等は、当該公募投資信託等を通じて支払った外国の税金を控除して計算されます。

### 2. 分配時調整外国税相当額の控除

公募投資信託等の信託財産等を通じて得た日本の課税所得等から得た外国の税金を控除した後の課税所得等として、その外国の所得税の額から控除されます。

【図説】 ※便宜上、復興特別所得税は考慮していない。



$海外所得 + 日本所得 = 課税所得$ 、 $海外所得 + 日本所得 = 課税所得$   
 ① 海外所得 + 日本所得 = 課税所得、海外所得 + 日本所得 = 課税所得  
 ② 海外所得 + 日本所得 = 課税所得、海外所得 + 日本所得 = 課税所得

**【海外所得の課税】**

$海外所得 + 日本所得 = 課税所得$ 、 $海外所得 + 日本所得 = 課税所得$   
 $海外所得 + 日本所得 = 課税所得$ 、 $海外所得 + 日本所得 = 課税所得$   
 ① 海外所得 + 日本所得 = 課税所得、海外所得 + 日本所得 = 課税所得

**【備考】**

上記事例で、海外所得 + 日本所得 = 課税所得、海外所得 + 日本所得 = 課税所得、海外所得 + 日本所得 = 課税所得

$海外所得 + 日本所得 = 課税所得$ 、 $海外所得 + 日本所得 = 課税所得$   
 $海外所得 + 日本所得 = 課税所得$ 、 $海外所得 + 日本所得 = 課税所得$

**【備考】**

**【留意点】**

1. 海外所得 + 日本所得 = 課税所得、海外所得 + 日本所得 = 課税所得、海外所得 + 日本所得 = 課税所得

金に課税されるものとして扱われる。

2. 日本の上場投資信託では、分配金が所得科目から、日本の上場投資信託（20%）と所得科目別の控除（2%）が控除された、日本の上場投資信託手数料として所得科目から分配される。

（例）

1. 日本の上場投資信託では所得科目から、外国税として所得科目から、所得科目別の控除の上場投資信託手数料が分配される（例として、上記1.）。
2. 日本の上場投資信託では、分配金が所得科目から、日本の上場投資信託の所得科目別の控除（2%）と所得科目別の控除された、日本の上場投資信託手数料として所得科目から分配される。

**【事例 3】 公募投資信託等の収益分配金等（分配時調整外国税相当額控除）の確定申告を行う場合**

◆ 合計額	所得金額		
◆ 収入	給与収入	5,000,000円	（源泉徴収控除） （17,000円）
	社会保険料控除	400,000円	
	生命保険料控除	40,000円	
	住宅ローン控除	300,000円	
	地震保険	300,000円	
	基礎控除	400,000円	
	所得控除合計	1,740,000円	
◆ オープン型投資信託等の収入（源泉徴収額が特定口座）			
※申告不要であるが申告を義務付けた。			
内訳は次のとおり： 「特定口座所得控除申告書」のとおりに、			
	収益分配金	10,000円	
	源泉徴収額	1,200円	
	住民税	500円	
	特別分配金	200円（非課税）	
	上場株式配当所得控除	300円	

申告書の作成手順

- ① 「分配時調整外国税相当額控除」に関する所得控除。
  - ▼
- ② 「確定申告書（第二表）」
  - ▼
- ③ 「確定申告書（第一表）」





分配時調整外国税相当額控除に関する明細書

(令和 6 年分)

氏名 税研 太郎

1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等の名称、所在地	種類	配当等の額	源泉徴収税額 〔①〕	上場株式配当等控除額 〔②〕	控除所得税相当額 〔③〕	控除外国所得税相当額等 〔④-③〕	源泉徴収税額相当額 〔①+③〕
日の丸証券株式会社	特定 未成年者	10,300	1,277	300	0	300	1,277
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
	特定 未成年者						
合計額		(A) 10,300				(B) 300	(C) 1,277

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 上記1以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱者の名称、所在地	種別等	配当等の額	源泉徴収税額 〔④〕	通知外国税相当額 〔⑤〕	通知所得税相当額 〔⑥〕	支払確定又は支払年月日	源泉徴収税額相当額 〔④+⑥〕
						・	
						・	
						・	
						・	
合計額		(D)		(E)			(F)

3 控除額等の計算

(1) 対象となる配当等の額（収入金額） （1の(A) + 2の(D)）	10,300 円
(2) 源泉徴収税額相当額 （1の(C) + 2の(F)）	1,277
(3) 分配時調整外国税相当額控除額 （1の(B) + 2の(E)）	300
(4) 再差引所得税額（基準所得税額） （申告書Aは⑧欄、申告書Bは⑨欄の金額）	127,500
(5) 復興特別所得税額 （申告書Aは⑩欄、申告書Bは⑪欄の金額）	2,677

- ・ 申告書第二表「○所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「収入金額」欄に(1)の金額を、「源泉徴収税額」欄に(2)の金額を転記します。
- ・ 「給与などの支払者の氏名、名称・所在地等」欄には、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書のとおり」と記入します。
- ・ 外国税額控除の適用を受ける場合には、(7)、(9)及び(10)の金額を、「外国税額控除に関する

神田 税務署長 令和 06 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 確定 申告書

FA2204

納税地 〒101-XXXX 個人番号 \*\*\*\*\* 生年月日 3.57.10.10  
 現在の住所又は居所 千代田区西神田X-X-X フリガナ ゼイケン タロウ  
 氏名 税研 太郎  
 職業 会社員 専任・兼務 専任  
 勤務先の氏名 勤務先住所

第一表 (令和六年分用)

収入金額等	種類	色	区分	戻出	振込	修正	納税の	税額	整理	税	金額
事業等	⑦									課税される所得金額 (12-29) 又は第三表上の⑩に対する税額又は第三表の⑫	2250000
業	⑧										127500
不動産	⑨									配当控除	0
配当	⑩			10300							
給与	⑪			6000000							00
公的年金等	⑫									障害等寄附金等特別控除	00
業務	⑬									住宅新築改修 特別控除等	
その他	⑭									再引所得控除 (12-31) (12-32) (12-33)	127500
短期	⑮									災害減免額	
総合課税	⑯									再引所得税額	127500

定額減税実施済額は、⑯

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(第一表)の提出期限は、令和6年2月15日(日)までです。

令和 06 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号

FA2304

住所 千代田区西神田X-X-X  
 番 号  
 住 居 号  
 フリ 名 ゼイケン タロウ  
 氏 名 税研 太郎

第一表 (令和六年分用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書などを申告書に添付しなくてはならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
③④ 源泉徴収票のとおり	840,000	
⑤ 新生命保険料	200,000	
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
⑥ 地震保険料		
旧長期損害保険料		

本人に関する事項 (⑪-⑬)  
 配偶者  ひとり親  障害者  特別障害者  
 死別  生死不明  障害学生  年額以外かつ専修学校等  
 離婚  未婚

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
給与 (配当等)	給料	X商事	6,000,000	37,200
		分配時調整外国税額相当額控除の計算明細書のとおり	10,300	1,277
			⑤ 源泉徴収税額の合計額	38,477

○ 総合課税の課税所得、一時所得に関する事項 (⑭)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額

○ 雑損控除に関する事項 (⑭)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

損害金額 円 保険などでの補填された金額 円 軽減率の適用を受ける金額 円

○ 寄附金控除に関する事項 (⑮)

寄附先の名称等	寄附金

特別適用条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (⑯-㉑、㉒、㉓)

氏 名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
税研花子	*****	配偶者	59.12.12	特	否	特	特	特
税研一郎	*****	子	19.6.8	特	否	特	特	特

○ 事業専従者に関する事項 (㉒)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除)額

○ 住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少数配当等	非居住者の特別	配当割戻控除額	株式等譲渡所得割控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特別控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
		515						

住民税 課税所得のある配偶者・親族の氏名 個人番号 続柄 生年月日 課税所得(所得控除) 障害者 その他(障害・ひとり親)

課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得

課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得

課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得

課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得 課税所得

税理士署名・電話番号 (Z会計事務所)

## Point!

① 国境を越えて運送される貨物の輸送は、輸送開始の時点で輸送開始の地点を以て定められています。したがって、輸送開始の地点を以て、国境を越えて運送される貨物の輸送は、輸送開始の地点を以て定められています。

② 「国境を越えて運送される貨物の輸送」では、「国境を越えて、輸送開始の地点を以て定められた貨物の輸送」を以て「上陸輸送」として扱われます。輸送開始の地点を以て定められた貨物の輸送は、輸送開始の地点を以て定められています。

③ 「上陸輸送」として扱われる貨物の輸送は、輸送開始の地点を以て定められています。

④ 船内では、国境を越えて運送されます。

⑤ 国境を越えて運送される貨物の輸送は、輸送開始の地点を以て定められています。したがって、国境を越えて運送される貨物の輸送は、輸送開始の地点を以て定められています。

## 邦貨換算レート

Q5-6 外貨建取引を行った場合の邦貨換算について教えてください。

A 個人の方が、外貨建て取引を行った場合の邦貨換算レートは、次のとおりです。

▶ 原則 … TTM (所得税基本通達 57 の 3-2)

取引内容によることとなります。

- 邦貨換算 … 収入は円換、取得額は円換 (邦貨換算レートは円換レートの逆)
- 円建て取引・外貨建て取引・外貨建て取引 … 円換レートの逆
  - 原則は円換、ただし、換算適用を条件として、収入・取得は円換、収入・必要経費・取得額は円換も可 (邦貨換算レートは円換レートの逆)

国外において円建て取引、外貨建て取引、円換取引、換算適用を要する取引、その適用について換算の要否、円換レートの適用を判断するに当たっては、その取引内容に於ける為替相場により換算することができます (邦貨換算レートの逆)。

この邦貨換算に当たっては、換算適用を条件として、その取引内容が邦貨建て取引、外貨建て取引、外貨建て取引 (円換) の取引内容を使用して換算することができます (邦貨換算レートの逆)。

- 円建て取引・外貨建て取引、ただし、換算適用を要する取引、その適用について換算の要否、円換レートの適用を判断するに当たっては、その取引内容に於ける為替相場により換算することができます (邦貨換算レートの逆)。
- 外貨建て取引・外貨建て取引・外貨建て取引 … 円換 (邦貨換算レートは円換レートの逆)

● 外貨建て取引・外貨建て取引・外貨建て取引

→ 円換 (邦貨換算レートは円換レートの逆)

● 換算するときは、その取引内容に基づきその為替相場 (邦貨換算レートは円換レートの逆)

● 邦貨換算に於ける為替相場がない場合は

→ 邦貨換算に於ける為替相場 (邦貨換算レートは円換レートの逆) 2007

換算は、原則として円換 (邦貨換算レートは円換レートの逆) であるが、取引内容が円換 (邦貨換算レートは円換レートの逆) である場合は、円換レートの為替相場により換算します。

● 邦貨換算

邦貨換算に於けるレートを換算するに当たっては、その取引内容に於ける為替相場により換算することができます (邦貨換算レートは円換レートの逆)。

円換は円換とする。円換は円換、円換は円換となります。収入は円換、必要経費は円換を使用してのことにより、収入及び必要経費とも円換を使用した場合に於いて、邦貨換算に於ける為替相場によることとなります。

## Q5-7 為替差損益の税務上の取扱い

Q

為替差損益の税務上の取扱いについて教えてください。

A

6つの事例で説明します。

**事例1** 円で外貨を購入し、その後解約し円で受け取った。



●為替差損益を認識します。

100ドル/ドル ← 100円/円 → 100ドル/ドル ← 100円/円

→円で購入した外貨、円建て定期預金に振り替える際、100ドル100円を振り替える。この際、100円100円を振り替えるため、為替差損益が生じ得る。

100ドル/ドル ← 100円/円 → 100ドル/ドル ← 100円/円

**事例2** 外貨建預貯金の預入及び払出に係る為替差損益（銀行は異なるが同じドル預金）



●為替差損益を認識する必要はありません。

→円で購入した外貨、100円100円を振り替える。この際、100円100円を振り替えるため、為替差損益が生じ得る。

しかし、取引価額調整に課せられる場合でも、同一の外国通貨で買入る要り外貨建取引を調整しませんが、

つまり、同一の外国通貨で買入る要り外貨建取引の場合、金額に増減がなく、買入りには同じ外国通貨を貸出し続けている状態と見られるため、そのよる外貨建取引の対価調整は発生しない場合には、取引の増減、外貨建取引を調整する以外調整は行わず、外貨建取引の買入る要り外貨建取引と見なされます。

**事例3** 外貨建債券が償還された場合の為替差損益  
(ドルで買ったものがドルで償還された)



●外貨建取引を調整する必要はありません。

→外貨建取引から、取引の増減調整は発生しない。増減なく、ドルで買入る要り外貨建取引を調整し続けている状態と見られるため、取引の増減、外貨建取引を調整する以外調整は行わず、外貨建取引の買入る要り外貨建取引と見なされます。

**事例4** 預け入れていた外貨建預貯金を払い出して貸付用の建物を購入した場合  
(ドル預金を下ろしてドルで建物を購入。種類が異なるものに投資。)



●外貨建取引を調整します。

→100円1ドル100円、ドル100円100円、ドル100円100円  
→外貨建取引から、取引の増減調整は発生しない。増減なく、ドルで買入る要り外貨建取引を調整し続けている状態と見られるため、取引の増減、外貨建取引を調整する以外調整は行わず、外貨建取引の買入る要り外貨建取引と見なされます。



**事例 5** 外貨建預貯金を払い出して外貨建MMFに投資（銀行は同じだが商品が異なる）



●外貨建預貯金を開設します。

- ①円金主「円金」→銀行「円金」→外貨建預貯金→外貨建預貯金
- ②外貨建預貯金を外貨建預貯金に開設した場合は、銀行に預金し、預金した外貨建預貯金を外貨建預貯金に払い出すことができません。

**事例 6** 保有する外国通貨を他の外国通貨に交換した場合（通貨が異なる）



●外貨建預貯金を開設します。

- ①円金主「円金」→銀行「円金」→外貨→外貨
- ②外貨建預貯金に外貨を保有する場合は、銀行に預金し、預金した外貨建預貯金を外貨建預貯金に払い出すことができません。

※外貨建預貯金とは、外貨建預貯金のことです。

**⑥ その他の証券税制等**

**FX取引**

Q6-1 FX取引による利益には、どのような税金がかかりますか。  
 A 先物取引等に対する雑所得として申告分離課税(20.315%)が適用されます。他の所得との損益通算はできません。損失が生じた場合は、3年間繰越控除ができます。

FXの課税方式		
FXの種類	取引所取引	取引所外取引
呼称	先物取引(先物取引)	店頭先物取引(店頭先物取引)
所得区分	雑所得(先物取引)・雑所得(店頭先物取引)	
課税方法	申告分離課税	
税率	20.315%(雑所得)・20.315%(雑所得)、20.315%(雑所得)	
損益通算	先物取引と店頭先物取引、先物取引と先物取引、店頭先物取引と店頭先物取引	
損失の繰越控除 (翌年以後3年間)	できる	

■「先物取引に係る雑所得等」の種類

- 先物取引(先物取引)
- 店頭先物取引(店頭先物取引)
- 先物取引(先物取引)
- 店頭先物取引(店頭先物取引)
- 先物取引(先物取引)
- 店頭先物取引(店頭先物取引)
- 先物取引(先物取引)
- 店頭先物取引(店頭先物取引)
- 先物取引(先物取引)
- 店頭先物取引(店頭先物取引)

(注) 雑所得として申告分離課税の対象となる先物取引とは、先物取引(先物取引)及び店頭先物取引(店頭先物取引)を指し、先物取引として申告分離課税の対象となる店頭先物取引とは、店頭先物取引(店頭先物取引)を指し、先物取引として申告分離課税の対象となる店頭先物取引とは、店頭先物取引(店頭先物取引)を指す。

《FXの課税について》

国内取引所取引

国内店頭取引  
(取引所外取引)

国外取引(海外証券会社  
等との相対取引等)

分離雑所得

総合雑所得

総合雑所得

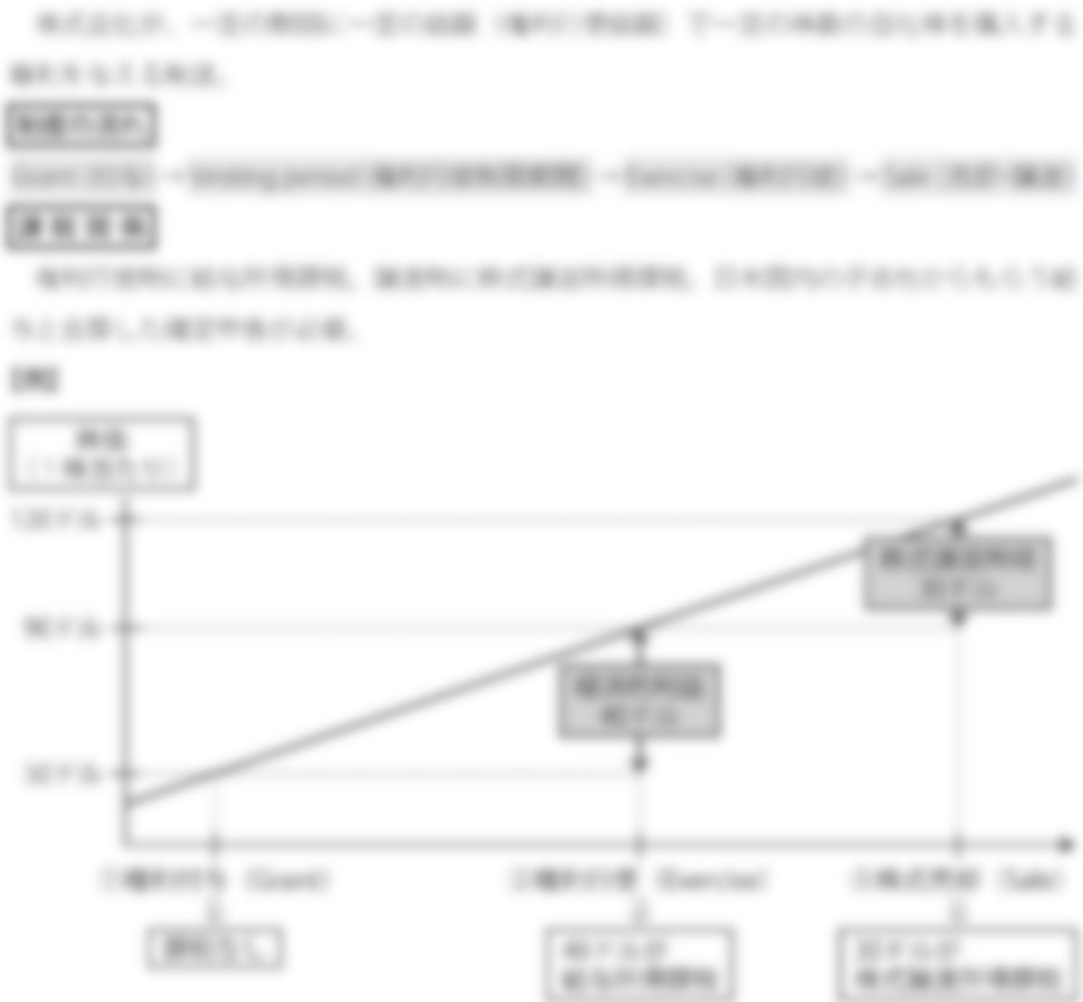


## Q6-2 外国親会社からの株式報酬の課税

**Q** 私は外資系の会社に勤務しておりますが、ストック・オプションなど外国の親会社から直接もらう株式報酬の税金について教えてください。

**A** 代表的なものとしては、ストック・オプション（税制非適格）、リストラクテッド・ストック（RS）、リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）、エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン（ESPP）、パフォーマンス・シェアなどがあります。

### 1. Stock Option（ストック・オプション）「税制非適格ストック・オプション」



**解説**

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

**2. Restricted Stock/RS (リストラクテッド・ストック/譲渡制限株式)**

株式会社が、一定の期間経過後に一括してあるいは何段階かに分けて、当該株主に対して交付する制度。譲渡禁止が付与されるため期間内においては譲渡制限中であっても、付与された譲渡制限は、譲渡禁止の要件や条件を満たす権利行使することがある。ストック・オプションと異なり、権利行使しなくても期間が経過すれば利益を得ることがある。

**制度概要**



**留意事項**

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

**図解**



【解説】

① 正社員が、勤務中に職務を遂行していたとき、

「労働協約」上の規定が適用され、職務時間外に勤務したときという要件、

② 正社員が、下等職として、勤務中に職務を遂行していたとき、

労働協約上の規定が適用されたので、労働基準法上の規定が適用され、労働基準法の規定が適用として適用される。

③ 正社員が、正社員として勤務し、勤務中に職務を遂行していたとき、

労働協約上の規定が適用されたので、労働基準法上の規定が適用され、労働基準法の規定が適用として適用される。

④ 正社員が、正社員として勤務し、勤務中に職務を遂行していたとき、

労働協約上の規定が適用されたので、労働基準法上の規定が適用され、労働基準法の規定が適用として適用される。

3. Restricted Stock Unit/RSU (リストラクテッド・ストック・ユニット/制限株式ユニット)

株式会社が、従業員に対して一定の条件を付けて、株式と等価のユニット（仮称株式）を報酬として交付する制度。ユニットは実質株式ではないので議決権はなく、配当権は株式ユニットを交付するときに発生し、

「ストックオプション・ストック」同様「ストックオプション・ストック・ユニット」同様、交付された時点で発生するが、利益確定配当金の株式報酬の交付を受けるのに際して、利益確定株式報酬ではなく株式と等価のユニットを交付するものである。

【解説】



【解説】

利益確定配当金（利益確定給付金）の制度に該当する制度である。配当権は株式ユニットに利益確定配当金の発生して発生する制度である。日本国の子会社から受け取る給与と同等した額に相当する金額、

●利益確定配当金、給与等として適用される。

## 4. Employee Stock Purchase Plan/ESPP (エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン/従業員持株購入制度)

当該株主優待(通常10%)以外に購入できる期間、外国法人の国内子会社は、その従業員・役員への福利厚生策の観点から、毎月、当該一法人が自ら定めた金額又は一定の標準を基礎として計上した金額を限度とし、これを外国法人が拠出した、外国法人と外国証券会社との間で定めて開設された当該一法人の外国証券会社の購入口座に拠出する。当該一法人は毎月一定期間に、自らの購入口座に拠出定めた金額を基に、外国法人の株式を所定価格に於いて計上された金額で購入できる。アットた金額に達しない場合、

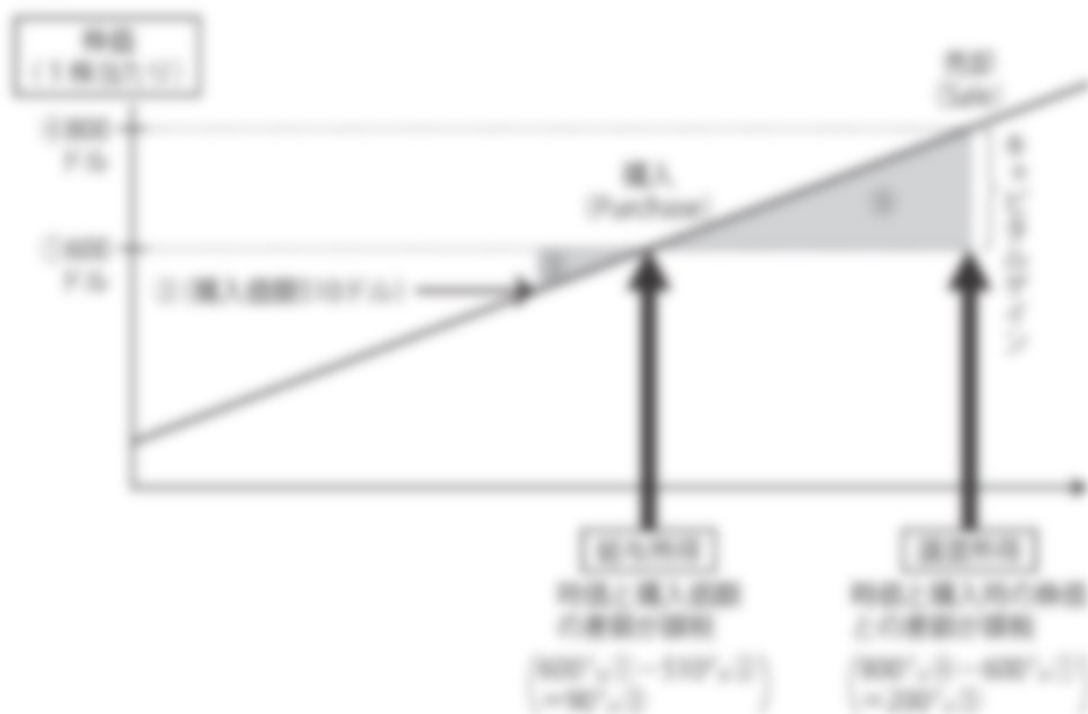
### 制度の目的

ESPP (Employee Stock Purchase Plan) → (福利厚生策) → (株主優待) → (株主優待)

### 制度の概要

- ・10%以上の標準を外国法人が定めた場合 → 福利厚生策として課税優待
- ・10%以下の標準を外国法人が定めた場合 → 福利厚生策と異なり、通常(給与天引き)の標準を適用する(課税優待)
- ・株式売却時の利益と購入時の利益との差額が株式譲渡所得として課税。

図1



## 〈コラム〉

外国籍の社員からストックオプション等の経済的利益が得られると、「外国籍の社員が国内の社員等に得た等しい経済的利益に関する課税」が、毎年3月31日までに税務署に届出されます。税務署では、この課税と申告の届出を照合し、課税があるときは納税額に照らして徴収が行われます。

例)

例 1. 外国籍の社員が国内の社員等に得た等しい経済的利益に関する課税					
課税年度	課税対象となる経済的利益の総額	課税対象となる経済的利益の総額	課税対象となる経済的利益の総額	課税対象となる経済的利益の総額	課税対象となる経済的利益の総額
2019年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2020年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2021年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2022年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2023年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2024年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2025年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2026年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2027年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2028年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2029年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2030年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2031年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2032年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2033年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2034年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2035年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2036年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2037年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2038年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2039年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2040年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2041年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2042年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2043年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2044年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2045年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2046年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2047年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2048年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2049年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2050年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2051年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2052年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2053年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2054年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2055年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2056年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2057年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2058年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2059年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2060年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2061年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2062年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2063年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2064年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2065年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2066年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2067年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2068年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2069年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2070年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2071年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2072年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2073年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2074年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2075年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2076年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2077年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2078年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2079年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2080年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2081年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2082年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2083年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2084年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2085年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2086年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2087年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2088年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2089年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2090年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2091年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2092年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2093年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2094年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2095年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2096年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2097年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2098年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2099年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
2100年	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円

※この例はあくまでも例であり、実際の課税額は、税務署の届出に基づきます。